# 税務訴訟資料 第268号-50 (順号13155)

福岡地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件 国側当事者・国(鹿児島税務署長ほか) 平成30年5月24日棄却・控訴

判

原告 A株式会社

同代表者代表取締役 甲

原告 C株式会社

同代表者代表取締役 甲

原告ら訴訟代理人弁護士水野武夫同山本洋一郎同溝渕雅男同菅野直樹原告ら補佐人税理士野村勉同福田幸徳

被告
国

同代表者法務大臣 上川 陽子

堂前 弘幸

同 熊本東税務署長

亀井 勝則

 同指定代理人
 多田 真央

 同 竹本 英孝
 村上 亜紀子

 同 鈴木 章義
 講口 英治

 同 藤田 正和
 同

同東川 政治同松髙 慶子

同 岩下 良一

主

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 原告A株式会社(以下「原告A」という。)の請求
- (1) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成18年1月1日から平成 18年12月31日までの事業年度(以下「平成18年12月期」という。)の法人税の更 正処分のうち、所得金額マイナス1095万0105円を超える部分、納付すべき税額マイ ナス4717円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金額1761万3358円を下回る部分 及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (2) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの事業年度(以下「平成19年12月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額2744万0486円を超える部分、納付すべき税額755万260円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については、平成26年10月2日付けでされた変更決定処分後のもの)を取り消す。
- (3) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの事業年度(以下「平成20年12月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額2946万4683円を超える部分、納付すべき税額711万8200円を超える部分、過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については、平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの)を取り消す。
- (4) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの事業年度(以下「平成21年12月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額1337万6492円を超える部分、納付すべき税額235万890円を超える部分、過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については、平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの)を取り消す。
- (5) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付でした原告Aの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの事業年度(以下「平成22年12月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額987万1977円を超える部分、納付すべき税額188万3200円を超える部分、過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については、平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの)を取り消す。
- (6) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの事業年度(以下「平成23年12月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス7120万2910円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金額7120万2910円を下回る部分を取り消す。
- (7) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付でした原告Aの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの事業年度(以下「平成24年度12月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス8万3264円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金額6646万4105円を下回る部分、過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については、平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの)を取り消す。
- (8) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成18年1月1日から平成 18年12月31日までの課税期間(以下「平成18年12月課税期間」という。)にかか る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税及び地方消費税(以下、これらの税を併 せて「消費税等」という。)の重加算税の賦課決定処分を取り消す。

- (9) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの課税期間(以下「平成19年12月課税期間」という。)にかかる消費税等の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (10) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの課税期間(以下「平成20年12月課税期間」という。) にかかる消費税等の賦課決定処分を取り消す。
- (11) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの課税期間(以下「平成21年12月課税期間」という。)にかかる消費税等の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (12) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの課税期間(以下「平成22年12月課税期間」という。)にかかる消費税等の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (13) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの課税期間(以下「平成23年12月課税期間」という。) にかかる消費税等の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (14) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Aの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの課税期間(以下「平成24年12月課税期間」という。)にかかる消費税等の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (15) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けで原告Aに対してした平成18年分以降の法 人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 2 原告C株式会社(以下「原告C」という。)の請求
- (1) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Cの平成17年7月1日から平成 18年6月30日までの事業年度(以下「平成18年6月期」という。)の法人税の更正処 分のうち、所得金額699万4953円を超える部分、納付すべき税額153万8600円 を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (2)熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Cの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度(以下「平成19年6月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額781万4353円を超える部分、納付すべき税額171万8900円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも平成27年6月26日付けの裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- (3) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Cの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの事業年度(以下「平成22年6月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス195万0257円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額195万0257円を下回る部分を取り消す。
- (4) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付でした原告Cの平成22年7月1日から平成2 3年6月30日までの事業年度(以下「平成23年6月期」という。)の法人税の更正処分 のうち、翌期へ繰り越す欠損金額1291万6112円を下回る部分を取り消す。
- (5) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付でした原告Cの平成23年7月1日から平成2 4年6月30日までの事業年度(以下「平成24年6月期」という。)の法人税の更正処分 のうち、所得金額マイナス737万6203円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額2

- 029万2315円を下回る部分を取り消す。
- (6) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Cの平成17年7月1日から平成 18年6月30日までの課税期間(以下「平成18年6月課税期間」という。)にかかる消 費税等の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (7) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Cの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの課税期間(以下「平成19年6月課税期間」という。)にかかる消費税等の重加算税の賦課決定処分(ただし、平成27年6月26日付けの裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- (8) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした原告Cの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの課税期間(以下「平成24年6月課税期間」という。)にかかる消費税等の重加算税の賦課決定処分を取り消す。

## 第2 事案の概要等

本件は、原告Aが鹿児島税務署長から、原告Cが熊本東税務署長から、それぞれ、現金による仕入れの一部が架空のものであるとして、以下の処分を受けたことから、そのうち以下のものの取消しを求めた事案である(以下、原告らが取消しを求める各処分を併せて「本件各処分」という。)。

(a) 原告A

(受けた処分)

- ① 法人税に関し
- (i) 平成18年12月期ないし平成24年12月期の法人税の各更正処分(以下、併せて「原告A法人税各更正処分」という。)
- (ii) 上記に係る重加算税の各賦課決定処分(ただし、平成19年12月期ないし平成22年12月期及び平成24年12月期の原告A法人税各賦課決定処分については、平成26年10月2日付け変更決定処分後のもの。以下、併せて「原告A法人税各賦課決定処分」といい、原告A法人税各更正処分と併せて「原告A各法人税処分」という。)
- ② 消費税に関し
- (i) 平成18年12月課税期間ないし平成24年12月期課税期間の消費税等の各更正処分(以下、併せて「原告A消費税等各更正処分」という。)
- (ii) 上記に係る重加算税の各賦課決定処分(以下、併せて「原告A消費税等各賦課決定処分」といい、原告A消費税等各更正処分と併せて、「原告A各消費税処分」という。)
- ③ 青色申告に関し

平成18年12月期以後の青色申告の承認を取り消す旨の処分(以下「本件青色申告承認取消処分」という。)

(取消しを求める処分)

- ア 原告A各法人税処分(上記①(i)、(ii))
- イ 原告A消費税等各賦課決定処分(上記②(ii))
- ウ 本件青色申告承認取消処分(上記③)
- (b) 原告C

(受けた処分)

④ 法人税に関し

- (i) 平成18年6月期ないし平成24年6月期の法人税の各更正処分(ただし、平成20年6月期及び平成21年6月期を除く。以下、併せて「原告C法人税各更正処分」という。)
- (ii) 上記に係る重加算税の賦課決定処分(ただし、平成20年6月期ないし平成24年6月期を除く。以下、併せて「原告C法人税各賦課決定処分」といい、原告C法人税各更正処分と併せて「原告C各法人税処分」という。)

# ⑤ 消費税に関し

- (i) 平成18年6月課税期間ないし平成20年6月課税期間、平成22年6月課税期間及び平成24年6月課税期間の消費税等の各更正処分(以下、併せて「原告C消費税等各更正処分」という。)
- (ii) 上記に係る重加算税の賦課決定処分(ただし、平成20年6月課税期間及び平成22年6月課税期間を除く。以下、併せて「原告C消費税等各賦課決定処分」といい、原告 C消費税等各更正処分と併せて、「原告C各消費税処分」という。)

### (取消しを求める処分)

- ア 原告C各法人税処分(上記④(i)、(ii)。ただし、平成19年6月期に係るものについては平成27年6月26日付け裁決後のもの)
- イ 原告C消費税等各賦課決定処分(上記⑤(ii)。ただし、平成19年6月課税期間に 係るものについては平成27年6月26日付け裁決後のもの)
- 1 関係法令の定め
  - 別紙1「関係法令の定め」記載のとおり。
- 2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる 事実)

## (1) 当事者等

ア 原告Aは肉、野菜及び水産魚介類の卸並びに小売業を目的とする株式会社であり、鹿児島市内に本店を置くほか、福岡、長崎、別府、宮崎、広島、大阪、北関東(栃木県)、高崎(群馬県)、伊東(静岡県)及び横浜の10か所に営業所(以下、個別に「福岡営業所」等その所在地で示す。)を有している(乙A3の1、弁論の全趣旨)。

原告Aは、昭和45年7月1日、同年5月1日ないし同年12月31日の事業年度以後の法人税の確定申告について、青色申告の承認を受けた(乙A3の2)。

原告Aは、平成18年12月課税期間ないし平成24年12月課税期間の消費税等の経理処理について、取引金額の総額を本体価格と消費税等の額に区分して整理する税抜経理を採用している(乙A38)。

イ 原告Cは、肉、野菜及び水産魚介類の卸並びに小売業を目的とする株式会社である。

原告Cは、原告Aと別法人であるものの、役員は常駐しておらず、職責上の地位を「営業所長」とするものが配置され、そのものが日常の業務を取り仕切っている。原告Cの業態及び役員構成は原告Aとほぼ共通しており、実質的に見て、同社の熊本における営業所として機能していた(なお、以下、原告Cのことを「熊本営業所」ということがある。乙共1参照)。

原告Cは、平成8年9月2日、同年7月10日ないし平成9年6月30日の事業年度以後の法人税の確定申告について、青色申告の承認を受けた(乙B2)。

原告Cは、平成18年6月課税期間ないし平成24年6月課税期間の消費税等の経理処理について、取引金額の総額を本体価格と消費税等の額に区分して整理する税抜経理を採用している(乙B33)。

ウ 熊本国税局、鹿児島税務署及び熊本東税務署の職員は、平成24年10月2日から原告 らに対する税務調査(以下「本件税務調査」という。)を実施した。

平成25年6月25日付けで、本件各処分等がされた(ただし、原告C各法人税処分及 び原告C消費税等各賦課決定処分のうち平成19年6月期に係るものについては平成27 年6月26日付け裁決前のもの。同裁決後の本件各処分に係る税金の計算は別紙2のとお りである。)。

エ なお、原告Aの営業所のうち、伊東営業所及び横浜営業所を除くもの及び原告C(以下、原告Aの営業所のうち、伊東営業所及び横浜営業所を除くものと原告Cとを併せて「本件各営業所」という。)の仕入れには、別紙3及び4のとおり、現金で代金の支払がされ、代金の受領につき領収証が存在する仕入れが含まれていた(以下、これらの仕入れを併せて「本件現金仕入れ」といい、このような仕入れの仕方を「現金仕入れ」ということもある。)。

### (2) 課税の経緯

### ア 確定申告

原告Aは、鹿児島税務署長に対し、平成18年12月期ないし平成24年12月期の法人税について別表1の1「確定申告」欄の該当欄記載のとおり、平成18年12月課税期間ないし平成24年12月課税期間の消費税について別表2の1「確定申告」欄記載のとおり、それぞれ申告した(乙A4ないし7、9ないし18)。

ただし、鹿児島税務署長は、平成22年2月17日付けで、原告Aに対し、平成19年12月期の前記申告について課税留保金額に対する税額に対する誤りがあるとして、法人税額を41万1900円減額する更正処分をした(乙A8)。

原告Cは、熊本東税務署長に対し、平成18年6月期ないし平成24年6月期の法人税について別表1の2「確定申告」欄の該当欄記載のとおり、平成18年6月課税期間ないし平成24年6月課税期間の消費税について別表2の2「確定申告」欄記載のとおり申告した(乙B4ないし17)。

#### イ 更正処分等

鹿児島税務署長は、平成25年6月26日付けで、原告Aに対し、平成18年12月期ないし平成24年12月期の法人税について別表1の1「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、平成18年12月課税期間ないし平成24年12月課税期間の消費税等について別表2の1「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、原告A各法人税処分(ただし、原告A法人税各賦課決定処分の一部については、後記平成26年10月2日付け変更決定処分及び平成27年6月12日付け変更決定処分の前のもの)及び原告A各消費税処分をした(乙A19の1、同20ないし32、37)。

鹿児島税務署長は、平成25年6月26日付けで、原告Aに対し、本件青色申告承認取消処分をした(乙A19の2)。

熊本東税務署長は、平成25年6月26日付けで、原告Cに対し、平成18年6月期ないし平成24年6月期の法人税について別表1の2「更正処分及び賦課決定処分」欄記載

のとおり、平成18年6月課税期間ないし平成20年6月課税期間、平成22年6月課税期間及び平成24年6月課税期間の消費税等を別表2の2「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、原告C各法人税処分及び原告C各消費税処分をした(乙B18ないし29)。

上記各処分は、①本件現金仕入れに係る領収証は、本件各営業所のうち福岡営業所を除くものの各営業所長又は従業員が仮名により作成したものであり、住所の記載がないこと、②本件現金仕入れのうち福岡営業所に係るものについては領収証の保存がなく、出金伝票のみで商品仕入高が計上されており、かつ、法人総勘定元帳に仕入先の記載がないこと等から、本件現金仕入れに係る仕入高は架空に計上されたものと認められること等を理由とするものであった(乙A19ないし32、乙B18ないし29(枝番のあるものについては枝番を含む。以下、特記のない限り同じ。))。

#### ウ 異議

原告Aは、平成25年8月16日、鹿児島税務署長に対し、原告A各法人税処分、原告A各消費税処分及び本件青色申告承認取消処分の取消しを求め異議申立てをしたが、同署長は、同異議をいずれも棄却した(乙A33、34)。

原告Cは、平成25年8月16日、熊本東税務署長に対し、原告C各法人税処分及び原告C各消費税処分の取消しを求め異議申立てをしたが、同署長は、同異議をいずれも棄却した(乙B30、31)。

#### 工 裁決

原告Aは、平成25年12月10日、国税不服審判所長に対し、原告A各法人税処分、原告A各消費税分及び本件青色申告承認取消処分の取消しを求めて、審査請求をしたが、同所長は、平成27年6月26日付けで、同審査請求をいずれも棄却した(乙A35、36)。

なお、鹿児島税務署長は、原告Aに対し、平成26年10月2日付けで、平成19年12月期の法人税に係る重加算税の賦課決定処分を別表1の1「変更決定処分」欄記載のとおりとする賦課決定をし、平成27年6月12日付けで、平成20年12月期ないし平成22年12月期及び平成24年12月期の法人税に係る過少申告加算税及び重加算税を別表1の1「変更決定処分」欄記載のとおりとする賦課決定をした。(乙A37)

原告Cは、平成25年12月10日、国税不服審判所長に対し、原告C各法人税処分及び原告C各消費税処分の取消しを求めて、審査請求をしたが、同所長は、平成27年6月26日付けで、別表1の2記載の平成19年6月期の「裁決」欄及び別表2の2記載の平成19年6月課税期間の「裁決」欄記載のとおりとし、その余の審査請求を棄却した(乙B3、32)。

## (3) 本件訴訟の提起

原告らは、平成27年10月29日、本件訴訟を提起した(提起後、請求の減縮があった。)。

### (4) 原告らにおける在庫管理等

ア 原告Aの本社(以下「原告本社」という。)は、原告本社による商品の仕入れや原告本 社から本件各営業所への商品の移送等について、商品の入庫、出庫及び移送等を管理する システム(以下「商品管理システム」という。)を導入している。 原告本社及び本件各営業所における商品の入庫数量、出庫数量等は、商品管理システムで管理されている。

イ 原告らの仕入れ及び売上げのうち、原告本社が介在するものは、全部商品管理システム で管理されている。

また、本件各営業所の売上げは、原告本社を介在しない場合であっても、本件各営業所で商品管理システムに入力され、同システムで管理されている。

これに対し、本件各営業所の仕入れのうち、原告本社を介さず、本件各営業所が直接現金で行ったものは、商品管理システムではなく、本件各営業所に備え付けられた物品出納帳や物品受払簿等の名称の手書きの台帳(以下、これらの台帳を単に「物品出納帳」といい、本件各営業所で使用されている個々の物品出納帳を併せて「本件物品出納帳」ということがある。)で管理されている。本件現金仕入れも、本件物品出納帳で管理されていた。

- ウ 本件物品出納帳は、事業年度単位ごとに、また、商品の品目ごとに作成され、(a) 取 引年月日、売上先の名称、移送先、移送元名、廃棄・冷凍等の商品の入出庫の態様のほか、
  - (b) 原告本社からの入庫数量及び本件各営業所における現金仕入れに係る数量、(c) 売上げ、廃棄・冷凍・原告本社への移送等の数量及び(d) 月末や事業年度末等の在庫数量等が記載されている。
- エ 原告本社から本件各営業所へ商品が移送された場合、商品管理システム上、原告本社の 在庫から外され、本件各営業所の在庫に加えられるとともに、移送を受けた営業所の物品 出納帳に記載される。

本件各営業所から原告本社へ商品が移送された場合、物品出納帳に記載されるとともに、商品管理システム上、在庫として入力される。

オ (ア) 原告らにおける仕入れについては、請求書、納品書等を基に会計伝票が作成され、 これに基づいて法人総勘定元帳に反映する。

本件各営業所における現金仕入れ(本件現金仕入れを含む。)については、領収証等が原告本社に送付され、原告本社で、会計伝票を作成し、法人総勘定元帳に反映する。

(イ) 原告らにおける売上げについては、原告本社において、商品管理システムにより請求書が出力され、同請求書を基に会計伝票が作成され、これに基づいて法人総勘定元帳に反映する。

本件各営業所の売上げについては、商品管理システムに入力される。

(ウ) 原告本社及び本件各営業所は、それぞれにおいて管理する商品について、実地棚卸 しを行っている。

本件各営業所で管理する商品については、本件各営業所が棚卸記入表を作成し、原告本社にファクシミリ送信し、原告本社がこれに基づいて、商品在庫数量等を商品管理システムに入力する。原告Aは決算期である12月末の商品在庫数量に基づいて、原告Cは決算期である6月末の商品在庫数量に基づいて、各期末棚卸商品の金額を算出し、その金額を法人総勘定元帳に反映する。

カ 本件現金仕入れに係る領収証等(ただし、福岡営業所では、このような領収証は作成されていなかった。)は、本件各営業所の所長(以下、併せて「本件各営業所長」という。) が取引先の名称に仮名を用いて作成したものである。

- 3 争点及びこれに関する当事者の主張
- (1) 本件現金仕入れが架空のものであったか否か(争点1)

(被告の主張)

本件現金仕入れは、以下のとおり、実態のない架空のものであったので、このことを理由とする本件各処分は適法である。

ア 本件現金仕入れについては、福岡営業所に係るものについては売上伝票が、本件各営業所のうち、その余のものについては、領収証が作成されているが(以下、本件営業所のうち福岡営業所を除くものの仕入れに係る領収証を「本件領収証」という。)、これらは、売主である仕入先業者が作成したものではなく、買主である本件各営業所長が作成したものであり、かつ、仕入先業者の名前や名称を勝手に考えて仮名で記載したものである。

なお、消費税法30条7項によれば、課税業者が課税仕入れ等に係る税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等を保存しなければならないが、本件領収証はこれらの要件を満たすものではない。

したがって、本件領収証は、本件現金仕入れが実際に行われたことを裏付ける証拠とならない。

- イ 本件各処分に係る税務調査における原告ら代表者及び本件各営業所長の供述は、以下の とおり、信用できない。
- (ア)原告ら代表者は、本件税務調査において、本件現金仕入れは、正規の市場のルートを通さずに商品を安値で購入する「バッタ買い」又は市場を通さずに漁師等から直接に魚介類を購入する「浜買い」(以下、併せて「浜買い等」という。)であり、市場等を通すより安価の仕入れが可能となること、市場での買付けでは十分な量の確保ができない場合があること、仕入後、商品が死亡することがあること等の理由から、このような取引が現実に行われている旨述べた。また、本件各営業所長等は、本件各処分に係る税務調査において、概ね、市場外で見知らぬ者から伊勢エビ等をかってほしいと声をかけられ、その場で購入するかその後再会した上で購入するが、仕入先業者は毎回違うことが多く、ほとんどが1回だけの人と思われ(ただし、福岡営業所長、長崎営業所長、宮崎営業所長、広島営業所長及び熊本営業所長による供述)、売主が領収証を発行してくれないこともあり、売主である業者の名前や住所を特定できない旨述べた(以下に引用する原告ら代表者、本件各営業所長等の供述は、特記のない限り、本件税務調査における同人らの供述をいう。)。
- (イ) しかしながら、本件現金仕入れは4300回以上に及んでおり、特に、福岡、長崎、宮崎の各営業所では、平成20年12月期から平成23年12月期までの間。本件現金仕入れは週2回以上されており、営業所別にみると、福岡営業所では709回、長崎営業所では787回、別府営業所では106回、宮崎営業所では640回、広島営業所では932回、大阪営業所では407回、北関東営業所では266回、高崎営業所では41回、熊本営業所では79回に及んでいるところ、上記供述のとおり、ほとんどの業者が1回しか取引しなかったとすると、各営業所の市場エリアに素性の明らかでない浜買い等業者が多数存在することになり、市場関係者らにおいても容易にその存在が判明するはずであるが、本件税務調査において、同市場関係者らから、そのような供述はされなかった。

- (ウ) 福岡営業所長、長崎営業所長、宮崎営業所長、熊本営業所長及び広島営業所長は、浜買い等の業者から偶然取引を持ちかけられる旨述べたが、そのような偶発的な取引によって、取引上の必要に応じて柔軟に商品を仕入れることができるとは考えられず、原告ら代表者等が供述する浜買い等の理由と矛盾する。また、営業担当者が需要に応じて確実に商品を仕入れるためには、仕入先業者に連絡する必要があると考えられるが、本件各営業所長は仕入れ業者の名前や住所を知らない旨供述しており、整合性がない。
- (エ)福岡営業所長、長崎営業所長及び広島営業所長は、商品数を確保するために浜買い等をする理由に商品が良ければ購入し、問題のない商品を確保できる旨供述したが、浜買い等により仕入れた商品は大量に廃棄されたことに鑑みると、不合理である。
- (オ)本件現金仕入れは、福岡、長崎、別府、宮崎、広島、大阪、北関東、高崎及び熊本と 広範囲にわたって行われ、かつ、前記各供述によれば、本件現金仕入れに係る浜買い等 の業者は不特定多数人であったにもかかわらず、本件現金仕入れに係る上記供述内容は、 いずれも酷似しており、不自然である。
- (カ)本件税務調査において、市場関係者及び原告らの同業者はいずれも、浜買い等の存在 を否定する供述をしている。
- (キ)本件現金仕入れには、牛肉を対象とする取引も含まれているところ、牛肉については、 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「牛トレーサビリ ティ法」という。)により、事業者は、牛一頭ごとに個体識別番号を付与する等しなけ ればならないこととされている。これに対し、広島営業所長は、浜買い等によって個体 識別番号のない牛肉を仕入れ、これを顧客に販売した旨述べたが、販売業者が、同法に 違反して、牛肉を浜買い等したとは考え難い。
- (ク) 証人乙の証言には、原告本社でバッタ取引をしたことがあるとする部分がある。しかしながら、同証言は、原告本社は、平成25年12月3日、同月16日、同月20日、同月24日、同月27日にバッタ取引を行ったとするものであるが、本件各営業所のみで行われていたバッタ取引が、原告らの審査請求の前後にかけて、原告本社においても連続して行われたとは考え難い。

また、同証言には、上記バッタ取引の際、売主は偽名によると思われる領収証を交付 したとする部分があるが、これは、本件各営業所長が、バッタ取引業者は領収証や納品 書を作成しないと述べたことと矛盾する。

- (ケ)本件各営業所長が仮名で領収証等を作成できるとなると、本件各営業所長が不正の目的で、架空の領収証等を偽造するおそれがあるが、原告らは、このような不正行為を防止するための方策を採っていない。
- (コ)原告らは、本件各営業所長が、現金仕入れによって仕入れた商品を、事務員が確認している旨主張する。しかしながら、本件各営業所長は、本件現金仕入れに係る商品を自ら各営業所の水槽に移すのであり、その際に事務員が常時居合わせて、作業の様子を見ていたとは限らない。また、仮に事務員が同作業の様子を見ていたとしても、事務員が、同商品が浜買い等に係る商品なのか、市場から仕入れた商品なのかを判別できたとは考えられない。したがって、原告ら主張の上記事実は、本件現金仕入れを裏付けるものではない。
- ウ 原告らは、本件現金仕入れの結果が本件物品出納帳に記載されている旨主張するが、以

下のとおり、本件物品出納帳は信用できない。

(ア)本件物品出納帳は、取引の日付が前後している箇所が存在する。このことからすれば、 本件物品出納帳は、取引の都度、商品の入出庫の状況が記載されたものではないことが 推認される。

また、原告らにおいては、商品は顧客に売り渡されているが、代金の支払がされていないため、出庫扱いにしない扱い(いわゆる回し伝票)等がされており、実在庫数量と本件物品出納帳上の在庫数量が必ずしも一致しない。

したがって、本件物品出納帳の記載が商品在庫を正確に表したものということはできない。

- (イ) 原告らは、仕入れの態様によって、商品管理システムと本件物品出納帳の二つの方法 で仕入れを管理しているが、このような二元的な商品管理をしたのでは、全ての仕入れ を正確に管理できるとは考えられない。
- (ウ) 本件各営業所の物品出納帳には、以下のような不自然な記載がある。

### a 福岡営業所

福岡営業所は、本件現金仕入れをした日又はその直後に、本件現金仕入れに係る仕入れ量とほぼ同量の商品を原告本社に移送しているが、このような処理に合理的理由があるとはいえないので、上記移送は、物品出納帳上の商品と棚卸し結果の帳尻を合わせるための書類上の操作であったと疑われる。

殊に、福岡営業所における平成20年12月期から平成23年12月期までの南アフリカ産活伊勢エビ(以下「活イセ南ア」という。)の本社が介在する仕入れに係る入庫数量が売上数量を上回っていることや、福岡営業所から原告本社への移送に比べ、原告本社から福岡営業所への移送が大幅に少ないこと等からすると、同期間中、福岡営業所が現金仕入れにより仕入れをする必要があったとは考え難い。

原告Aは、週2回の社内輸送便を利用して商品を輸送するため、商品移送のコストは生じない旨主張する。しかしながら、福岡営業所では、連日又は1日ないし2日おきなどの高い頻度で現金仕入れがされていたので、週2回の社内輸送便によって、生の海産物の移送が滞りなく実現されていたとは考え難く、本件現金仕入れが存在しないにもかかわらず、それによって仕入れた商品を原告本社へ移送したこととして、物品出納帳上の商品と実地棚卸結果の調整をしていたことが疑われる。

なお、福岡営業所長が作成した「売上伝票(売上・加工)」は、本件領収証を作成しなかった同営業所長が、本件現金仕入れに係る取引を原告らの法人総勘定元帳に反映させるために作成したものであり、本件現金仕入れに関する同営業所長の供述が前記のとおり信用できない以上、同営業所長が作成した上記伝票や、これに基づいて事務員が作成した売上伝票や県外確認ノートから直ちに本件現金仕入れの存在を認めることはできない(以下、福岡営業所長が本件現金仕入れのうち同営業所に係るものについて作成した売上伝票と、本件領収証を併せて「本件領収証等」という。)。

#### b 長崎営業所

長崎営業所における平成20年12月期から平成23年12月期までの活イセ南ア について、本件現金仕入れのない月にはほぼ廃棄が発生していないにもかかわらず、 同仕入れがなされた事業年度においては、極めて不自然な大量の廃棄が発生しており、 合理的な理由が存在するとは考え難い。

また、本件現金仕入れが行われた平成21年12月期は、廃棄率が1%以内に収まっているにもかかわらず、本件現金仕入れが行われた事業年度は一般的な廃棄率である3%より著しく高くなっており、合理的な理由が存在するとは考え難い。

これに対し、原告Aは、活イセエビの一般的な廃棄率が3%であることを争う。しかしながら、原告Aの取締役である乙(以下「乙常務」ということがある。)は、活イセエビの一般的な廃棄率が3%である旨述べた。また、原告本社及び鹿児島営業所における活イセエビの廃棄率が1.8%であることからすると、他の営業所における廃棄率がこれを大幅に上回ることは考え難い。さらに、熊本営業所で使用している活イセエビの商品管理のための管理表には、廃棄は月内1%以内に抑えること等が記載されており、原告ら代表者も本件各営業所長に対し、商品の廃棄について厳しく指導していたことがうかがわれることからすると、上記1%が達成できないような目標値であったと考えることもできない。したがって、活イセエビの一般的廃棄率を3%とすることが誤りであるということはできない。

原告Aは、本件現金仕入れが架空であるとすれば、廃棄された商品と浜買い等された商品とが紐付けされなければならない旨主張する。しかしながら、前記のとおり、帳簿上、本件現金仕入れがない月には廃棄がほぼ発生せず、本件現金仕入れがされたのと同じ月やその直近に限って、大量の廃棄が生じることからすると、存在しない本件現金仕入れと廃棄を紐付けしなくても、本件現金仕入れが存在しなかったことが疑われる。

# c 別府営業所

別府営業所は、平成20年8月に和牛55.60キログラムを現金仕入れにより仕入れたが、同月ないし同年12月にかけてほぼ同数量の54.85キログラムの和牛が廃棄された。

原告Aは、これは、販売先である飲食店のメニュー改変に伴い、脂身を切り落として販売したことによる旨主張するが、このような変更が生じるのであれば、販売先から事前に連絡がされ、それに応じた仕入れ体制が整備されることが通常であり、平成20年8月に現金仕入れにより和牛を仕入れておきながら、同月から商品が廃棄されることは不自然である。しかも、別府営業所では、平成20年1月から同年7月まで及び平成21年には、本件現金仕入れがなく、廃棄も生じていないにもかかわらず、平成20年8月に本件現金仕入れがされてから、同月から同年12月までの間のみ大量の廃棄が生じる合理的理由があるとは考え難い。

別府営業所は、平成20年12月期から平成23年12月期にかけて、通常の廃棄率である3%を大幅に超える極めて不自然な活イセ南アの廃棄が発生している。この廃棄数量は、本件現金仕入れに係る仕入れ数量と近似しており、そもそも本件現金仕入れが存在せず、物品出納帳上の商品と棚卸結果の帳尻を合わせるために書類上の操作をしていたことが疑われる。

# d 宮崎営業所

宮崎営業所では、平成21年1月ないし同年7月までの間、牛ヒレを現金仕入れにより仕入れているものの、理論上の期末在庫は749.32キログラムであるところ、

実地棚卸数量は0とされた上、平成22年5月ないし7月において、上記現金仕入れ に係る在庫と同数量の750キログラムの牛ヒレが廃棄された。

原告Aは、これは、賞味期限切れや口蹄疫による風評被害の影響を受けたためである旨主張するが、750キログラムもの牛ヒレを仕入れておきながら、その大半について賞味期限切れにより廃棄することは通常の事業者における販売管理として考え難い。また、口蹄疫は平成22年4月20日に発生したところ、宮崎営業所では、同年8月以降、牛ヒレを廃棄することなく販売できており、同年5月ないし7月の間のみ風評被害で牛ヒレが販売できず廃棄したというのは不自然であり、かつ、同年7月については、通常の仕入れをしており、上記主張と矛盾する。

### e 広島営業所

広島営業所における平成20年12月期ないし平成23年12月期の活イセ南アについての廃棄率は一般廃棄率3%を大幅に上回り、かつ、これら4期分の廃棄数量は、同期間の本件現金仕入れ量と近似している。

### f 大阪営業所

大阪営業所における活イセ南アの平成20年12月期ないし平成23年12月期の 各期末における帳簿上の在庫と実際の在庫が大きく乖離しており、平成23年12月 期になって、一般廃棄率を大幅に超える大量の廃棄がされたが、合理的な理由がある とは考え難い。

原告Aは、上記乖離は、単に廃棄数量の記入を漏らしたことによる旨主張するが、 上記乖離は、平成20年12月期は約305キログラム、平成23年12月期は約5 90キログラムに及んでおり、このような大量の廃棄について繰り返し記入漏れがあるとは考え難い。

## g 北関東営業所

北関東営業所では、本件現金仕入れの一部として、平成20年12月期に牛リブロース347.80キログラムが仕入れられたが、同期中に同量の牛リブロースが廃棄された。また、平成21年12月期にも、本件現金仕入れの一部として、牛リブロース151.00キログラムを仕入れられたが、同期中に、ほぼ同数量の144.82キログラムの牛リブロースが廃棄された。

しかしながら、原告Aの仕入先の供述(乙共21)によれば、牛リブロースは、ステーキサイズにカットして販売するかそのまま手を加えずに納入するため、カットロスや廃棄はほとんどない。原告Aは、当該廃棄は、牛リブロースを陶板焼用に加工する際カットロスが生じたものである旨主張するが、仮に成形のためカットロスが生じるというのであれば、継続的に廃棄が発生すると考えられるにもかかわらず、通常の仕入れのみがされている月は廃棄が発生していないか、発生したとしても仕入れに対し少量にとどまっているので、不合理である上、仮に原告Aの主張を前提としても、仕入れの数量とほぼ同数量のカットロスが生ずるとの説明も不合理である。

#### h 高崎営業所

高崎営業所における平成20年12月期から平成22年12月期までのズワイL (ズワイガニ) について存在するはずの在庫と実際の棚卸数が大きく乖離している。 原告Aは、上記乖離は、単に廃棄数量の記入を漏らしたことによる旨主張するが、 上記乖離は、1895キログラムに及んでおり、このような大量の廃棄について繰り返し記入漏れがあるとは考え難い上、そもそもこのような大量の廃棄が発生すること自体が不自然である。

### i 原告C

原告Cは、平成18年8月から同年10月までの間に、ニュージーランド産活イセエビ(以下「活イセNZ」という。)500キログラムを現金仕入れにより仕入れたが、その一方で、同期間においてほぼ同数量の551.92キログラムの活イセNZが廃棄された。

- (エ)福岡営業所長(乙共36陳述書13・10頁)、長崎営業所長(乙共37陳述書3(4)ア・11頁)、宮崎営業所長(乙共38陳述書13・10頁)及び広島営業所長(乙共39陳述書3(4)ア12頁)は、本件各営業所では、仕入れた商品を水槽等に移動保管した以降は、浜買い等によって仕入れた商品とそれ以外の方法で仕入れた商品とを区別できない旨供述した。このことからすると、原告らが顧客らに販売した商品があっても、それが、浜買い等によって仕入れた商品かそれ以外の方法で仕入れた商品かを区別できず、商品販売の事実から浜買い等が行われたということはできない。
- (オ)本件税務調査において、鹿児島税務署の担当官は、原告らに対し、商品管理システムのデータを提供するように求めたが、原告らは、これに応じなかった。また、原告らは、本件税務調査において、平成23年12月期の活イセ南ア1万6951匹の売上げが判明しない点を指摘され、これらを「カット・婚礼」や「グラタン」用の商品として販売していた旨述べたが、当該説明が、請求書の記載や販売先の担当者の供述と矛盾することが判明した後は、上記請求書における産地の記載を削除し、自らの説明と整合する証拠を作出しようとし、隠ぺいを図った。
- (カ) 原告らは、本件物品出納帳が本件現金仕入れの客観的かつ信用性の高い証拠であり、被告は、その記載を一つ一つ否定しなければならない旨主張する。しかしながら、本件現金仕入れの直接証拠としては、これに係る税務調査における本件各営業所長の供述がある。本件領収証等や本件物品出納帳は、当時の営業所長や営業所職員の認識ないし意図に基づいて記載されたものであり、上記供述の信用性に関する間接証拠になり得ても、その供述と独立した直接証拠とはならない。そして、本件現金仕入れに関する本件各営業所長の供述は前記のとおり信用できないのであるから、本件物品出納帳の記載を一つ一つ否定しなくても、本件現金仕入れの不存在が立証される。
- エ 原告らは、過去の税務調査において、浜買い等の存在が認められていた旨主張する。 しかしながら、処分行政庁らは、過去の税務調査においても原告らの主張する浜買い等 による仕入取引の存在について疑念を抱いていたものの、当時は、当該取引の不存在を裏 付ける十分な証拠を収集できず、十分な立証ができるまでに至らなかったことから更正処 分等を行わなかったにすぎず、浜買い等を真正な仕入取引と認めていたわけではない。
- オ 原告らは、仮に、本件現金仕入れがすべて架空のものであったとすれば、売上に対応す る商品が存在しないことになる旨主張する。

しかしながら、原告らが前提とする商品管理のための帳簿類は信用性がない。福岡営業所における(B)トリスタンロブ48尾を一例とすると、本件現金仕入れがない平成22年5月ないし同年8月までの期間並びに本件現金仕入れがあった平成23年5月ないし1

- 0月の期間及び同年12月のいずれにおいても、物品出納帳上、在庫数量はマイナスであったか又は在庫数量の表示がなかったが、それ以降数か月間にわたり、当該商品の販売が行われており、実際には、当該商品が存在していたと考えられる。
- カ 原告らは、本件現金仕入相当額の金銭の使途が特定されていないことは、本件現金仕入れが実在することを示す旨主張する。しかしながら、更正処分の取消訴訟においては、更正の課税標準を上回る所得金額の存在が主張立証されれば足り、資産化の裏付けが必要不可欠なものではない。

なお、平成12年に実施された税務調査において、乙常務は、給料手当を架空計上し、 取引謝金、リベート、交際接待費又は個人の遊興費に充てた旨供述し(乙共73)、また、 別府営業所長は、架空仕入れを計上し、リベート、無償で提供した食材等の仕入費及び交 際接待費に充てた旨供述し(乙共74)、原告らも、その後、これらの事実を認めており (乙共75)、原告Cの元従業員の丙(以下「丙」という。)及び丁(以下「丁」とい う。)も、本件税務調査において、同旨の供述をした(乙共4、10、22)。 (原告らの主張)

ア 本件現金仕入れの存否にかかる主張立証責任は、被告が負う。そして、本件においては、 本件現金仕入れを明確に裏付ける証拠として、本件物品出納帳が存在する以上、被告は、 本件現金仕入れが記載された本件物品出納帳のすべてが信用できないことを、同出納帳の 記載以上に信憑力のある資料を摘示して具体的に主張立証しなければならない。

被告は、物品出納帳の一部について主張立証をし、本件現金仕入れのうちその余のものについては、架空取引であることが事実上推定される旨主張する。しかしながら、このような事実上の推定は、適用される科目が限定され、事実上の推認ができるに足りる具体的な証拠があり、納税者による合理的な反証が行われていないことが必要である。しかるに、本件は、仕入原価一般に関する事案であって、特定の科目事項に関するものではなく、提出された証拠関係を基に判断して当該支出を損金の額に算入できないことが事実上推認できるに足りる具体的な証拠はなく、納税者による合理的な反証もなされているから、被告が主張するような事実上の推定をすることは許されない。

- イ 本件領収証等から本件現金仕入れの存在を認定できる。本件領収証等は、本件現金仕入れがされる都度作成されたものであり、本件現金仕入れの存在を示す証拠である。本件領収証等の記載が本件物品出納帳の記載と一致していることからすると、本件領収証等の作成名義人が仮名になっていることは、その証明力を減殺するものではない。
- ウ 以下のとおり、浜買い等は実際に行われており、この点に関する原告ら代表者及び本件 各営業所長の供述は信用できる。
- (ア)本件各営業所長は、仕入れの必要がある場合に、浜買い等する機会が生じれば、当該物品の状態等を見て購入するが、このような機会がなければ、原告本社に商品の移送を依頼したり、通常の現金仕入れをしたりする。

原告らの業種は食品卸売業であり、顧客から発注を受けた場合に対応ができるよう確実に販売できるという見込みがなくても、一定の在庫を抱えていなければならない。そして、通常の仕入れより安価での仕入れが可能になる浜買い等の場合、通常の仕入れよりも廃棄時のリスクは低いことになる。

(イ) 被告は、本件税務調査における本件各営業所長の供述によれば、多人数の浜買い等業

者がいることになり、不合理である旨主張する。しかしながら、本件各営業所長は、浜買い等をした相手方の業者の顔を逐一覚えていない旨述べたにすぎず、業者が毎回異なるということは、本件現金仕入れの数と同じ数の浜買い等業者がいることを述べたものではない。

- (ウ)被告は、浜買い等により購入された商品が廃棄されたことは、浜買い等の目的と矛盾する旨主張する。しかしながら、現金仕入れによって仕入れた商品の大部分は、廃棄されることなく販売されている。また、商品の保管中に共食いや死亡が発生することがあり、売上が立たず、廃棄に至ることがあっても不自然ではない。
- (エ)被告は、本件各営業所長が述べる浜買いの態様が共通していることをもって、これらの供述が不自然である旨主張するが、名前や連絡先を教えず、領収証等を作成しないというのは、浜買い等の業者に通有する性質であり、また、市場において公然と浜買い等の取引をすることができない以上、市場外で声をかけてくることも多いので、上記各供述は不自然ではない。
- (オ)被告は、市場関係者や原告らの同業他社が浜買い等の存在を否定している旨主張するが、浜買い等が公然とされておらず、業者が声をかけるのは市場外であることが多いことからしても、市場関係者がその存在を明確に認識していないとしても不自然でなく、そのことから、浜買い等の存在自体を否定することはできない。また、同業他社が、原告らに対する税務調査において、仮に浜買い等の存在を認めれば、自社(当該同業他社)に対しても税務調査が行われることをおそれ、これを否定する可能性がある。さらに、同業他社があえて原告らにとって利益となるような供述をするとも考え難い。
- (カ) 牛トレーサビリティ法は、平成16年12月1日までに施行されたところ、平成18年時の税務調査において、課税庁は、平成17年中に和牛肉のバッタ買い取引が存在することを認めていた。
- (キ)本件各営業所は狭く、人員も二、三人しかいないので、営業所長が浜買い等に出かけ、 仕入れた商品を持ち帰って水槽に入れる姿を、物品出納帳記帳担当者である事務員が見 かけないはずがない。浜買い等がなされていないのに、当該事務員が営業所長の指示で 現金の出金をし、かつ、物品出納帳に記帳するには、営業所長と事務員との間の共謀が 必要であるが、このような共謀をうかがわせる証拠はない。
- エ 以下のとおり、本件物品出納帳の記載は信用できる。
- (ア) 原告Aは、売掛金・請求書管理及び買掛金・支払管理のために商品管理システムを使用し、原告本社においては、同システムにより在庫管理を行っているが、原告Aの全営業所及び原告Cにおいては、細かな仕入れが多いため、全ての仕入取引が、物品出納帳に記載され。これにより、在庫管理がされている。そのため、実際には商品の納品・引渡を伴わない架空仕入れが記載されると、在庫管理ができないことになる。
- (イ) 本件各営業所の物品出納帳の記載に不自然な点はない。
  - a 福岡営業所

福岡営業所では、現金仕入れによって仕入れた商品の全部又は一部を原告本社に移送しているが、これは、福岡営業所では水槽が小さいことに加え、人員の関係から日中は水槽を管理することができないのに対し、原告本社の水槽は広く、その管理をできる人員も揃っている。また、浜買い等された活イセエビは、サイズがそろっていな

いことが多いところ、原告本社では、これを選別することができる。そのため、福岡 営業所では、浜買い等により安価で活イセエビを仕入れることができれば、そのタイ ミングで仕入れ、これを原告本社に移送することがあった。

福岡営業所から原告本社に商品を移送する場合、福岡営業所長が商品の重さ等を計量し、「売上伝票(売上・加工)」を作成し、その後、同営業所の事務員が、これを基に、売上伝票を作成するとともに、物品出納帳に当該移送の内容を記入する。そして、原告本社では、「県外確認ノート」という書面に、鹿児島県外から届いた商品の受取日、商品名等を順次記入する。本件現金仕入れによる上記商品についても、県外確認ノートに記入された。

なお、原告本社を通じて福岡営業所に届けられる商品は、海外の業者から福岡営業 所に直接商品が納入されているので、福岡営業所から原告本社に移送された商品が、 原告本社から福岡営業所に移送された商品であったことはない。

被告は、福岡営業所から原告本社への移送に合理性がない旨主張するが、同移送のほとんどが、原告本社が、概ね週2回、原告本社から九州にある各営業所まで、定期的に運行している社内輸送便によってなされており、特別なコストや時間がかかるわけではない。

### b 長崎営業所

長崎営業所では、被告主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、 平成20年1月から平成22年11月までの間に現金仕入れによって仕入れられた活 イセ南アの数量は2226.28キログラムであるのに対し、同期間において廃棄さ れた数量は、1896.68キログラムにすぎない。また、平成22年12月から平 成23年12月までの間に現金仕入れによって仕入れられた活イセ南アの数量は54 53本であるのに対し、廃棄された数量は2289本しかない。本件現金仕入れが全 て架空であるとすれば、本件現金仕入れの数量以上の廃棄が生じていなければならな いところ、本件現金仕入れの数量は廃棄数量を大幅に上回っている。

なお、被告は、活イセエビの一般的な廃棄率を3%とするが、誤っている。被告が 依拠する乙常務の供述は、自らの憶測を述べたものにすぎず、また、同供述に続いて、 各営業所における廃棄率はもっと高い旨供述しているのであり、被告が主張する廃棄 率を裏付ける根拠はない。

原告本社及び鹿児島営業所では、共食いや衰弱等によって死亡したイセエビを速やかに加工することができるが、ほかの営業所の人的体制では、このような速やかな加工ができず、死亡したイセエビを廃棄せざるを得なくなるので、廃棄率は高くなる。

実際の死亡率は、水温をコントロールする処理をした場合は10%、そのような処理をしない場合は20%とされている。

被告は、廃棄率の算出に当たり、期首在庫を除外しているが、廃棄の対象となる商品には、期首在庫も含まれるので、これを除外するのは誤っている。

また、本件現金仕入れが架空であるとすれば、廃棄された商品と浜買い等がされた 商品とが紐付けされなければならないが、被告は、1年間を通じた浜買い等の額と廃 棄数量を比較しているにすぎず、不正確である。

## c 別府営業所

別府営業所では、被告主張の数量の和牛及び活イセ南アの現金仕入れ及び廃棄があった。

しかしながら、和牛の廃棄の中には、通常の仕入れによるものが含まれている。また、当該廃棄は原告Aの顧客のメニュー改変に伴い脂身を切り落とす必要があったことから廃棄が生じ、ただ、当該メニュー改変が平成20年12月に終了したことから、その後牛脂廃棄が生じないことになった。

また、活イセ南アの廃棄は本件現金仕入れがなされていない期間においても多量に 発生している。

# d 宮崎営業所

宮崎営業所では、被告主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、 平成20年7月から同年10月までの間に、合計260キログラムが浜買い等によっ て仕入れられ、同年12月18日に原告本社(厳密には、同一敷地内にある鹿児島営 業所)に移送された。仮に、上記260キログラムの浜買い等による仕入れが存在し なかったならば、上記原告本社への移送は不可能になる。

被告の主張する 7 5 0 キログラムの廃棄が生じたのは、賞味期限切れや口蹄疫による風評被害に起因するものである。被告は、宮崎県における口蹄疫の発生が平成 2 2 年 4 月であった旨主張するが、口蹄疫の発生を受けて、実際には口蹄疫とは関係のない牛肉まで需要がなくなることは容易に想定できる。なお、実地棚卸報告においては、この 7 5 0 キログラムの在庫の記載がないが、これは、人為的なミスによる記入漏れであると考えられる。

# e 広島営業所

広島営業所では、被告主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、 平成20年12月期の本件現金仕入れが490キログラムであるのに対し、廃棄数量は268.62キログラムであり、平成21年12月期の本件現金仕入れが310キログラムであるのに対し、廃棄数量は655.78キログラムであり、平成22年12月期の本件現金仕入れが270キログラムであるのに対し、廃棄数量は163.22キログラムであり、個別に見ると、本件現金仕入れに係る数量と廃棄数量が近似しているということはできない。

#### f 大阪営業所

大阪営業所では、被告主張の数量の現金仕入れがあった。帳簿上の棚卸数量と実地の棚卸数量に乖離が生じたのは、物品出納帳に記入すべき廃棄数量の記入漏れがあっためである。

## g 北関東営業所

北関東営業所では、被告主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、平成20年5月の本件現金仕入れが0キログラムであるのに対し、廃棄数量は27.60キログラムであり、同年6月の本件現金仕入れが97.10キログラムであるのに対し、廃棄数量は69.50キログラムであり、同年9月の本件現金仕入れは41キログラムであるのに対し、廃棄数量は36.00キログラムであり、同年10月の本件現金仕入れが38.30キログラムであるのに対し、廃棄数量は14.50キログラムであり、同年11月の本件現金仕入れが0キログラムであるのに対し、廃棄数

量は28.80キログラムであり、個別に見ると、本件現金仕入れに係る数量と廃棄 数量が近似しているということはできない。

なお、被告は、牛リブロースはカットロスや廃棄がほとんどない旨主張するが、原告Aは、牛リブロースをステーキ用でなく、陶板焼用のものとして納入しており、そのため、ステーキサイズの肉の周辺を角切りし、肉の筋部分を除いて短冊にした上サイコロ形のサイズにするため、カットロスが生じる。

### h 高崎営業所

高崎営業所では、被告主張の数量の現金仕入れがあった。帳簿上の棚卸数量と実地の棚卸数量に乖離が生じたのは、物品出納帳に記入すべき廃棄数量の記入漏れがあったためである。

## i 熊本営業所

熊本営業所では、被告主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、 平成18年9月の本件現金仕入れが290キログラムであるのに対し、廃棄数量は333.50キログラムであり、同年10月の本件現金仕入れが70.00キログラムであるのに対し、廃棄数量は78.42キログラムであり、個別に見ると、本件現金 仕入れ量と廃棄数量が一致しているとはいえない。

- (ウ) 本件物品出納帳に記載されている原告らの顧客に対する売掛金が発生し、入金がなされている以上、それに対応する商品が顧客に納品されていることは明らかである。そして、本件現金仕入れが架空仕入れであったとすれば、売上げに対応する商品が存在しないという矛盾が生じる。そのことは、福岡、広島、大阪及び長崎の各営業所の活イセエビの入出荷量(甲共14参照)から明らかであるほか、以下の点からも明らかである。
  - a 熊本営業所 (オーストラリア産活イセエビ (以下「活イセAU」という。)) 熊本営業所では、平成24年4月、浜買い等により、57本の活イセAU (原告第 1準備書面61頁にはこれと異なる表記があるが、誤記と解される。)を仕入れた。 仮に当該仕入れが架空のものであるとすると、同年5月及び6月の売上に対応する商 品が存在しなくなってしまう (甲共22)。

### b 広島営業所 (パーチ)

広島営業所では、平成21年8月に18キログラム、同年9月に20キログラムのパーチ(淡水魚)を浜買い等により仕入れた。仮に、当該仕入れが架空のものであるとすると、平成21年8月ないし同年11月の売上に対応する商品が存在しなくなる(甲共23)。

c 福岡営業所(トリスタン36尾)

福岡営業所では、平成24年6月に90キログラムのトリスタン産のロブスターを 浜買い等により仕入れた。仮に、当該仕入れが架空のものであるとすると、平成24 年8月ないし同年10月の売上に対応する商品が存在しなくなる(甲共24)。

これに対し、被告は、福岡営業所(B)トリスタンロブ40尾について、物品出納帳の在庫数量がマイナスになっている期間が存在している旨主張する。しかしながら、これは、以下のとおり、同商品について、先売り(実際には営業所の倉庫から搬出されないが、成約済みとなったため、在庫数量から除外すること)が行われたためである。

すなわち、一部の商品については、原告らの顧客から相当程度先に納品が予定されているものであっても、あらかじめ発注がされることがある。この場合、予定された発注に対応する在庫商品を備えるとともに、販売可能な在庫数量を適切に把握する必要があるため、物品出納帳においては、先売りがされた時点で、出庫扱いとすることになる(当該先売りの結果、福岡営業所において預かっている状態となった商品については預かり品であることを示す紙を貼付し、先売りをした時点で福岡営業所に在庫がない場合には、営業所に先売りを行った旨の紙をつり下げておき、商品が入荷された時点で当該紙を商品に貼付する。)。殊に、(B) トリスタンロブ40尾はロブスターであるため、婚礼品やおせち料理に用いられることが多く、しかも冷凍されていることから先売りの対象になることが多い一方で、福岡営業所の冷凍庫がさほど大きくなく、常に多くの在庫を保管しているわけではないことから、一時期、在庫数量がマイナスになったのである。

- (オ)被告の主張する物品出納帳における廃棄については、それが、本件現金仕入れに対応するものかは、本件物品出納帳上から明らかではない。被告は、原告らの主張する商品管理方法からすれば、本件現金仕入れに対応する売上は把握できない旨主張するが、顧客に対し出荷された個別の商品が現金仕入れによって仕入れられたものかそれ以外の方法で仕入れられたものかを判別できないことは当然であり、この点については、仕入れの全数量、在庫の全数量及び売上の全数量で検証すべきであるが、被告はこれをしない。
- (カ)被告は、原告Aが販売した商品の名称が「トリスタン44尾グラタン」から「グラタン44尾」に変更されたことをもって、原告らが自らの説明と整合する証拠を作出し、隠ぺいを図っていた旨主張する。しかしながら、被告の指摘する商品名の変更は、本件現金仕入れが架空のものであるという結論につながらない。この商品の名称変更は、もともとグラタン加工する際に分けていたトリスタン島産のイセエビを使用したものと南アフリカ産のイセエビを使用したものが、倉庫で保管等する中で混在することがある一方で、グラタン加工した場合には、いずれのものであっても同じ売価になることから、簡明を図るため、単に「グラタン44尾」(44尾はイセエビのサイズ)という表記に改めたにすぎない。

この商品は販売単価が600円であり、被告が指摘している平成24年10月分の販売額を合計しても1万3800円(消費税相当額を含まない。)でしかない。処分行政庁が広く原告Aの販売先に反面調査をしておきながら、上記のような些末な指摘しかできないことは、その他の反面調査で何ら問題がなく、本件現金仕入に対応する売掛金が実際に発生していたことを示すものといえる。

(キ)被告は、本件現金仕入れが実在する取引であるかのように仮装するため、本件物品出 納帳が使用されていたことが疑われる旨主張する。

しかしながら、本件各営業所の物品出納帳は1000前後の品目について作成されているところ、本件現金仕入れの対象となっている品目は数十にすぎない。被告の主張によれば、原告らは、本件現金仕入れと全く関係のない品目についても、本件現金仕入れを仮装するために日々本件物品出納帳を作成していることになるが、そのような無駄な作業が行われるはずがない。

本件現金仕入れがされている品目についても、大半の記載は、原告本社からの商品移

送、正規の領収証が存在する現金仕入れ、顧客への売上による出荷、廃棄等による減算 等の記載であって、本件現金仕入れに係る記載はわずかである。本件現金仕入れの内容 も、規則的なものではなく、不定期に、異なる数量の仕入れが計上されているにすぎな い。本件現金仕入れを仮装するために、殊更このような記載がされることは考えられな い。

かえって、被告の主張によれば、本件各営業所には、在庫を管理するための書類がないことになり、不合理である。

オ 被告の主張によれば、平成18年1月1日から平成24年12月31日までの間、現金 仕入れにより支出された額は、3億2913万4240円に上る。これが架空の取引によ り原告らから流出したのであれば、原告らの経営陣は、これらの資金が行方不明になって いることを認識した上で、その状態を放置していたことになるが、このようなことは不合 理である。

したがって、被告の主張のとおり、本件現金仕入れが架空取引であるとすれば、それは、 原告らの経営陣が組織的に行ったということになるが、本件現金仕入れは、本件各営業所 において不規則に行われており、これを組織的に管理することは不可能である。

- カ 処分行政庁は過去2回にわたる税務調査において、本件現金仕入れと同様の浜買い等を 真正な取引として認めていた。
- キ 被告の主張によれば、本件現金仕入れの対価として7年間で合計3億2913万424 0円の現金が原告らから社外へ流出していることになるが、現金についていわゆる「たま り」等の他の使途に転用されたこと、このような金員の管理のための二重帳簿が存在した こと、原告らの役員、各営業所長、物品出納帳等を作成している事務員らとの間で共謀し て仕入れを仮装したこと等被告の主張を裏付けるような事実はない。

なお、被告は、平成12年の税務調査の結果を引用するが、平成12年調査時点と本件税務調査の時点では、約14年を経過しており、仮に被告主張の平成12年当時の事実があったとしても、そのことを本件各処分に係る間接事実ないし間接証拠とするのは飛躍がある。原告らは平成12年調査の結果を謙虚に反省しこれを契機に一切の不正、不備の根絶に努めてきたのであり、そのことは、平成17年ないし18年の税務調査時に浜買い等に係る修正がなかったことから明らかである。

- ク 被告は、本件税務調査における丙及び丁の各供述に依拠しているようであるが、丙は、 平成20年5月頃までに、原告Cから多額の金員を横領し、そのことが発覚すると出社を 拒否し、連絡も取れない状態となった者であるが、丙が、原告Cでリベート資金を捻出す るため架空取引を行っていた旨供述するようになったのは、原告Cが同人を被告とする損 害賠償請求訴訟を提起した後である。また、丁は、同訴訟において、丙が証人申請をした 協力者であり、丙とともに会社を経営していたこともある。そして、同訴訟の控訴審にお ける和解に当たり、丙は、原告Cが架空仕入れを行ったことがなく、国税当局に対する説 明内容が虚偽であったことを認めた。
- 2 「隠ぺい又は仮装」(国税通則法68条)の有無(争点2)

### (被告の主張)

原告らは、前記1 (被告の主張) のとおり、架空仕入れである本件現金仕入れを法人税において損金として、消費税について支払対価として提出したことは、国税通則法68条にいう

「隠ぺい又は仮装」に当たり、重加算税の要件を満たす。

(原告らの主張)

前記1 (原告らの主張) のとおり、本件現金仕入れは実在する取引であるから、国税通則法 68条の事由は存在しない。

3 「隠ぺい又は仮装」(法人税法127条1項3号)の有無(本件青色申告承認取消処分に関し。争点3)

(被告の主張)

原告らが、前記1(被告の主張)のとおり、架空仕入れである本件現金仕入れを法人税法に おいて損金として算入したことは、法人税法127条1項3号にいう「隠ぺい又は仮装」に当 たり、青色申告承認の取消事由に該当する。

(原告らの主張)

前記1 (原告らの主張) のとおり、本件現金仕入れは実在する取引であるから、法人税法1 27条1項3号の取消事由は存在しない。

### 第3 当裁判所の判断

る部分がある。

- 1 争点1 (本件現金仕入れが架空のものであったか否か) について
- (1) 前記事実によれば、本件現金仕入れについては、本件領収証が作成され、これに基づき、会計処理が行われていたことが認められる。また、甲共39、乙共7の1、同14、36及び弁論の全趣旨によれば、福岡営業所では、本件現金仕入れのうち同営業所でされたものについて、同営業所長が売上伝票、メモないし納品書(以下、本件領収証等というとき、これらメモないし納品書等を含む。)を作成し、これに基づき、会計処理が行われていたことが認められる。

しかしながら、前記事実、甲共39、乙共14及び弁論の全趣旨によれば、本件領収証等は、本件現金仕入れに係る取引が行われた後、本件各営業所長が作成したものであり、当該取引の売主である販売業者が作成したものではないので、それに記載された取引の存在及び内容を証する客観的な資料であるということはできない。したがって、本件領収証等から直ちに、本件現金仕入れが行われたと認めることはできない。

- (2) 原告らは、本件現金仕入れは、本件物品出納帳の記載のとおり行われたものであり、本件物品出納帳の記載により、本件現金仕入れの存在を認めることができる旨主張する。そして、一般に、事業者がその扱う商品の在庫管理に用いる帳簿は、当該事業者の業務上作成されたものであり、信用性が高いと考えられる。
- (3) そこで、本件物品出納帳のうち本件現金仕入れに係る部分の信用性について検討する。 甲共32、35、36、39、42、43、47、50、56、57、60、乙共7、1 3ないし15、38、39、証人乙及び同戊の各証言には、本件現金仕入れについて、本件 各営業所長は、市場内又はその周辺で浜買い等の業者から声を掛けられ、その場で又は待ち 合わせの時間場所を決めた上で、現金で商品を購入したが、当該業者が何者なのかも知らず、 領収証等は発行してもらえないため、本件各営業所長が、会計処理のため、本件領収証等を 作成したとする部分があり、甲共37、40、45、48、56ないし60には、本件領収 証等は、浜買い等をした際に作成したメモ等とともに、本件各営業所長から当該営業所の事 務員に交付され、当該事務員が出金伝票、現金出納簿及び物品出納帳等への記載をしたとす

これらの証拠部分によれば、本件物品出納帳の記載は、本件領収証等に基づいて行われたことになる。しかしながら、前記のとおり、本件領収証等は、それに記載された取引の存在及び内容を証する客観的な資料であるということはできず、上記証拠部分における会計処理の過程において、ほかに本件現金仕入れの存在及び内容について客観的な資料があると認めるに足りない。そうすると、本件物品出納帳のうち本件現金仕入れに係る部分は、客観的な資料に基づかないで記載されたものであると言わざるを得ない。

そして、このように、取引の存在及び内容に関する客観的な資料に基づかない処理は、企業において通常想定されている一般に公正妥当と認められる会計処理であるとは考え難い。 したがって、本件物品出納帳のうち本件現金仕入れに係る部分が、企業において通常想定される会計処理に従って業務上作成された帳簿類と同程度の信用性を有するということはできず、同部分から直ちに本件現金仕入れの存在及び内容を認めることはできない。

(4) この点に関し、原告らは、浜買い等が正規の流通経路によらない取引であり、その業者は 領収証等を交付しない旨主張し、甲共32、35、39、47、56、57、60、乙共9、 13ないし15、38、39、証人乙及び同戊の各証言等にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、甲共50及び証人乙の証言には、平成25年12月3日、同月16日、同月20日、同月24日、同月27日、原告本社でバッタ取引が行われ、その際に仮名と思われるものながら、領収証の交付を受けたとする部分があり、上記各証拠部分と整合しない。また、原告らが主張する浜買い等が本件各営業所において実際に行われていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。そして、仮に原告ら主張の事実があったとしても、そのことは、本件各営業所長があえて売主に代わって仮名で本件領収証等を作成すべき合理性又は必要性を基礎付けるものであるとまでいうことはできないので、それは、本件領収証等の客観的な信用性を回復させるものではない。したがって、上記各証拠部分は、前記認定を左右するに足りない。

(5) 原告らは、本件各営業所長が、本件現金仕入れに係る商品を水槽や冷凍庫に移す作業は公然と行うため、営業所内に居合わせた社員がこれを確認している旨主張し、甲共32、34、35、38、39、41、42、46、48、49、56ないし60等には、これに沿う部分がある。

しかしながら、甲共33ないし35、38、39、41、42、45ないし49、56ないし59及び証人戊の証言には、現金仕入れにより仕入れた商品は、市場から仕入れた商品とともに本件各営業所長のトラックに積んで持ち帰られ、同じ水槽に入れられ、その容器からも、当該仕入れが浜買い等によるものであることは明らかでないとする(証人戊)部分がある。また、証人乙の証言及び弁論の全趣旨によれば、本件各営業所には水槽を管理する専属の担当者がいないことが認められ、本件全証拠によっても、本件各営業所の事務員が、本件各営業所長の行った取引の内容を確認する職責があったと認めるに足りない。これらの事情からすると、仮に、本件各営業所の従業員が偶々、本件各営業所が仕入れた商品を水槽等に移し入れることを視認し又は同作業を手伝うことがあったとしても、当該従業員において、搬入されたのがどのような経路で仕入れられた商品かを自らの判断で客観的に判断できたと考えることはできない。したがって、上記主張事実を考慮しても、本件領収証等の信用性が回復するとまでいうことはできない。

(6) 本件各営業所の物品出納帳の記載について、個別に検討する。

ア 乙共43及び弁論の全趣旨によれば、福岡営業所は、平成20年から平成23年まで、 現金仕入れにより仕入れた活イセエビについて、仕入れた同日又はその直後に、本件現金 仕入れに係る仕入れ量とほぼ同量のものを原告本社に移送することが多数回あったことが 認められる。

原告Aは、これは、浜買い等によって安価に仕入れた活イセエビを保管設備の整った原告本社に移送したものである旨主張し、甲共15ないし17及び61には、これに沿う部分がある。

しかしながら、乙共43、58及び弁論の全趣旨によれば、福岡営業所における活イセエビの搬入数量は、売上数量より大きかったことが認められ、また、前記のとおり、原告らが主張する浜買い等に係る商品は仕入れ後、ほかの商品と区別しないで保管されていたことに鑑みると、原告本社に移送されたものが、浜買い等による商品であるのか、原告本社が介在して仕入れられた商品であるのか明らかでない。かえって、乙共43によれば、福岡営業所の活イセAUの平成20年の在庫がマイナスであったことがあること及び平成21年以降は、平成20年には見られなかった商品の廃棄が行われるようになったことが認められるところ、このことからすると、移送された商品が浜買い等によるものでなかったことが疑われる。そして、原告本社に移送されたのがどのような商品であるか明らかでない以上、甲共17は、上記可能性を否定するに足りない。

原告Aは、原告本社における水槽等が福岡営業所のものよりも大きくかつ保管の体制も整備されていた旨主張し、甲共61にはこれに沿う部分がある。しかしながら、乙共58及び弁論の全趣旨によれば、福岡営業所から原告本社へ移送された商品の数量に比べ、原告本社から福岡営業所に移送された商品の数量が大幅に少ないことが認められ、このことからすると移送された商品が福岡営業所で保管する代わりに原告本社で保管されたものと認めることは困難である。そして、甲共61には、ほかに、福岡営業所から原告本社に対し商品を移送すべき合理的な理由の記載がない。

このように、福岡営業所の物品出納帳の記載からも、本件現金仕入れのうち、同営業所でされたものが架空取引によるものであり、同記載は、帳簿上の在庫の数量と実地棚卸し数量を調整するためになされたものであると推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

イ 乙共44及び弁論の全趣旨によれば、長崎営業所の平成20年12月期から平成23年12月期までの期間中、①平成20年12月期のうち、平成20年8月及び同年9月には現金仕入れにより合計236.30キログラムの活イセ南アの仕入れがあり、同年8月ないし同年10月までの間に合計204.04キログラムが廃棄されたが、ほかの月では本件現金仕入れも破棄もなく、②平成21年12月期には、本件現金仕入れがなく、合計6.02キログラムが廃棄され、③平成22年12月期には現金仕入れにより合計1989.98キログラムと490本(同年12月)の活イセ南アの仕入れがあり、同年1月ないし同年11月まで間に1692.64キログラムと50本(同年12月)が廃棄され、④平成23年12月期には現金仕入れにより4963本の活イセ南アが仕入れられ、2239本廃棄されたことが認められる。

このように、現金仕入れによる活イセ南アの仕入れがなかった期には活イセ南アの廃棄がほぼ発生しなかったが、現金仕入れによる活イセ南アの仕入れがあった期には相当量の 廃棄があり、本件全証拠によっても、本件現金仕入れがあった月(上記①)又は期間と本 件現金仕入れがなかった月又は期間でこのような廃棄数量にばらつきが生ずべき合理的な 理由は見出せないことからすれば、本件現金仕入れは架空の取引であり、いったん仕入れ たものとして計上された商品が、廃棄されたものとして、実地棚卸数量との整合性が図ら れたことが推認される。

この点、原告Aは、本件現金仕入れが全て架空であるとすれば、本件現金仕入れの数量以上の廃棄が生じていなければならないところ、本件現金仕入れの数量は廃棄数量を上回っている旨主張する。しかしながら、乙共6、22には在庫数量が合わない場合には、加工処理や廃棄処理により架空仕入れ分の在庫を減らしたり、原告本社で仕入分の数量を調整し又は原告本社の在庫数量を調整したりする等の方法で在庫を合わせているとする部分があり、乙共44には、活イセ南アが各月末に、廃棄され又は冷凍加工された旨の記載があることによれば、長崎営業所では、廃棄以外の方法で、在庫数量が調整されていた可能性を否定できないので、原告Aの上記主張は、前記推認を覆すに足りない。

なお、原告らは、事実上の推定について詳細な主張をするが、事実上の推定とは、裁判官が心証を形成する過程で経験則を適用して、ある事実から他の事実を推認することをいい、裁判官の自由心証の一作用であるので、その適用が制限されると解することはできない。仮に原告らの主張が課税庁の判断の在り方を論ずるものであったとしても、抗告訴訟では、裁判所が本件各処分の違法性の有無を審理判断するのであるから、それが本件訴訟における審理判断に当然妥当するということはできず、結局、本件における具体的な証拠の評価や経験則の適用に関する主張と解することにならざるを得ない。

ウ(ア) 乙共45及び弁論の全趣旨によれば、別府営業所では、平成20年8月、和牛55. 60キログラムが現金仕入れにより仕入れられ、同年8月から同年12月にかけて5 4.85キログラムの和牛が廃棄されたことが認められる。そして、このように、本 件現金仕入れに係る数量とほぼ同量の和牛が廃棄されたことからすると、同仕入れは 架空のものであり、廃棄として処理することによって実地棚卸数量との調整が行われ たことが推認される。

これに対し、原告Aは、上記廃棄された和牛には、通常の仕入れによるものが含まれている上、当該廃棄は原告Aの顧客のメニュー改変に伴い脂身を切り落とす必要があったことから生じたものである旨主張し、甲共56にはこれに沿う部分があるが、これを裏付ける客観的な証拠がないので上記推認を覆すに足りない。

(イ)また、別府営業所では、現金仕入れにより活イセ南アが平成20年12月期に1653本仕入れられ、1709本の活イセ南アが廃棄され、平成21年12月期に896本の活イセ南ア仕入れられ、954本が廃棄され、平成22年12月期に292本の活イセ南アが仕入れられ、442本が廃棄され、平成23年12月期に405本の活イセ南アが仕入れられ、427本が廃棄されたこと及びこれら活イセ南アの廃棄率は平成20年12月期に30.4%、平成21年12月期は、21.4%、平成22年12月期は16.8%、平成23年12月期は、22.5%であったことが認められる。

被告は、活イセ南アの一般的な廃棄率は3%であり、上記廃棄数量に係る廃棄率がこれを大きく超えていると旨主張する。そして、「活イセ集計表(本数)」(乙共62)には廃棄は月内1%におさえるよう記載されており、熊本営業所長は廃棄率を

3%以下に抑えるよう指示されている旨供述し(乙共23)、乙は、平成25年1月31日、活きイセの一般的な廃棄率は3%である旨供述した(乙共11)ことが認められる。

これに対し、原告らは、乙の上記供述は、陸揚げ時の廃棄率を述べたものである旨主張する。しかしながら、乙共11によれば、本件税務調査において、活イセエビの陸揚げ時の廃棄率が問題になった形跡はうかがわれないので、上記乙の供述も陸揚げ時の廃棄率を問われたことに対する回答であったと認めることはできない。したがって、原告らの上記主張を直ちに採用することはできない。

また、証人乙の証言には、活イセエビの廃棄率は、10%ないし20%であるとする部分があり、証人戊の証言にも、活イセエビの廃棄率が12%ないし13%程度であるとする部分がある。しかしながら、長崎営業所(乙共4401)、別府営業所(乙共4501)、大阪営業所(乙共4801)においては、本件現金仕入れがない月においては廃棄率が0%か極めて低いことからすれば、上記証言から直ちに、活イセエビの一般的な廃棄率が3%であるとする上記各証拠の信用性を覆すに足りない。

そうすると、上記廃棄数量に係る廃棄率は、一般的な廃棄率を大きく超えているということができる。

これに対し、原告らは、水温をコントロールする処理をした場合の活イセエビの死亡率は10%であり、そのような処理がなされていない場合の死亡率は20%である旨主張し、甲共18には、これに沿う部分がある。しかしながら、同書証は、春季の水温上昇期(水温摂氏16度ないし20度)に発生するへい死を予防する技術の開発に関し、統計処理を行った結果、水温摂氏24度ないし26度で高水温飼育期間5日以上の条件が整った時、へい死防止に十分な効果があること等をグラフで示したものであり、活イセエビの一般的な死亡率を調査したものではない。また、別府営業所の活イセエビの保管状況が、甲共18にいう春季水温上昇期のようなものであったと認めるに足りる証拠もないので、上記証拠部分は前記認定説示を左右するに足りない。

そして、このことからは、本件現金仕入れのうち、別府営業所に係る分は架空の取引であり、上記廃棄によって実地棚卸数量との調整が行われたことが推認されるというべきである。

なお、原告Aは、活イセ南アの廃棄は本件現金仕入れがなされていない期間においても大量に発生している旨主張する。しかしながら、前記事実によれば、平成21年11月及び同年12月を除けば、本件現金仕入れを行った月と本件現金仕入れを行わなかった月では、廃棄率に大きな差がみられることが認められ、このことに照らすと、上記主張事実は、前記推認を覆すには足りない。

エ 乙共46及び弁論の全趣旨によれば、宮崎営業所では、平成21年1月から同年7月までの間、現金仕入れにより、牛ヒレ750キログラムが仕入れられ、その後、平成22年5月から同年7月までに本件現金仕入れに係る仕入量と同数量の牛ヒレが廃棄されたこと及び平成21年12月期の期末棚卸在庫量は、帳簿上749.32キログラムであったにもかかわらず、原告本社に報告した実地棚卸数量は0キログラムであったことが認められる。このことからは、現金仕入れによる上記牛ヒレの仕入れが架空のものであったことが推認される。

これに対し、原告Aは、期末の実地棚卸数量は人為的なミスにより計上されたものであること及び上記廃棄は賞味期限切れや口蹄疫による風評被害に起因するものである旨主張する。

しかしながら、原告Aが主張する棚卸数量が現実に存在していたのであれば、それがゼロとされる誤りが生じ、見過ごされるとは考え難い。また、乙共46及び弁論の全趣旨によれば、宮崎県内で口蹄疫が発生したのは平成22年4月であったこと及び同年8月以降は宮崎営業所において牛ヒレの廃棄がされていないことが認められ、このことに加え、廃棄された上記数量に鑑みると、上記廃棄の必要性が口蹄疫の発生に起因するものとまで認めることはできない。これらの事情に照らすと、上記主張は採用できない。

オ 乙共47及び弁論の全趣旨によれば、広島営業所における活イセ南アの平成20年12月期から平成23年12月期までの4期分の本件現金仕入れは、合計1512キログラムであるところ、同4期分の廃棄数量は、1518.80キログラムであったことが認められる。

このように、本件現金仕入れに係る数量とほぼ同量の活イセ南アが廃棄されたことからすると、同仕入れは架空のものであり、それによって仕入れられた商品が廃棄されたものとして処理することによって実地棚卸数量との調整が行われたことが推認される。

これに対し、原告Aは、4期分の現金仕入れと廃棄数量が近似しても偶然の一致にすぎず、本件現金仕入れを架空のものであると認定することはできない旨主張する。しかしながら、甲共61、証人戊の証言及び弁論の全趣旨によれば、本件各営業所においては、受発注の認識時期や納品時期によって、本件物品出納帳上の在庫数量と実際の在庫数量が乖離することがあることが認められ、このことによれば、架空になされた仕入れが複数の事業年度にわたって処理される可能性も想定できるので、上記主張は、上記推認を覆すに足りない。

カ 乙共48及び弁論の全趣旨によれば、本件物品出納帳による大阪営業所における活イセ南アの期末在庫は、平成20年12月期は339.94キログラム、平成21年12月期は479.78キログラム、平成22年12月期は、763.58キログラム、平成23年12月期は622.03キログラムであるところ、実地棚卸数量は、平成20年12月期が35.50キログラム、平成21年12月期は43.90キログラム、平成22年12月期は43.50キログラム、平成23年12月期は32キログラムであったこと、平成20年12月期から平成23年12月期においては活イセ南アの廃棄はなかったが、その後から廃棄が生じたことが認められる。このような棚卸数量と実地棚卸数量の乖離の程度に鑑みると、これらの乖離が誤差の範囲内のものと考えることはできない。このことに加え、上記廃棄の発生状況からすると、上記期間における本件現金仕入れのうち、大阪営業所に係る分は架空のものであり、それに係る商品を廃棄されたものとして処理することによって実地棚卸数量との調整が行われたことが推認される。

これに対し、原告Aは、大阪営業所において物品出納帳に記入すべき廃棄数量の記入漏れがあった旨主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。そして、ほかに、上記推認を覆すに足りる証拠はない。

キ 乙共49及び弁論の全趣旨によれば、北関東営業所は、平成20年12月期において、 現金仕入れにより牛リブロースを、平成20年12月期に347.80キログラムを仕入 れ、同期において、同量を廃棄し、平成21年12月期に151.00キログラムを仕入れ、同期に144.82キログラムを廃棄したことが認められる。このように、本件現金 仕入れに係る数量とほぼ同量の牛リブロースが廃棄されたことからすると、同仕入れは架 空のものであり、これに係る商品を廃棄されたものとして処理することによって実地棚卸 数量との調整が行われたことが推認される。

これに対し、原告Aは、平成20年12月期における各月の本件現金仕入れ量と廃棄数量は一致しないので、平成20年12月期合計の本件現金仕入れ量と廃棄数量が一致しても本件現金仕入れが架空であると認めることはできない旨主張する。しかしながら、前記説示によれば、架空の仕入れが複数の月にわたって処理されることも想定できるので、原告Aの主張は前記判断を左右しない。

ク 乙共50及び弁論の全趣旨によれば、高崎営業所は、平成20年12月期のズワイLの前期末棚卸数値が145キログラムであり、同期中、合計2710キログラム(通常の仕入れにより880キログラム、現金仕入れにより1830キログラム)を仕入れ、940キログラムを売り上げ、その結果、帳簿上の期末棚卸在庫が1915キログラムとなったが、実地棚卸数量は20キログラムであったことが認められる。このように、帳簿上の期末棚卸在庫と実際の棚卸数量が大きく乖離していることからすると、上記現金仕入れによる仕入れは、架空の仕入れがあったことが推認される。

これに対し、原告Aは、高崎営業所において物品出納帳に記入すべき廃棄数量の記入漏れがあった旨主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。そして、ほかに、上記推認を覆すに足りる証拠はない。

ケ 乙共51及び弁論の全趣旨によれば、原告Cは、平成19年6月期において、現金仕入れにより活イセNZを500キログラム仕入れたが、同期において、ほぼ同量である551.92キログラムを廃棄したことが認められる。このように、本件現金仕入れに係る数量とほぼ同量の活イセNZが廃棄されたことからすると、同仕入れは架空のものであり、これに係る商品を廃棄されたものとして処理することによって実地棚卸数量との調整が行われたことが推認される。

これに対し、原告Cは、平成19年6月期における各月の本件現金仕入れ量と廃棄数量は一致せず、平成19年6月期合計の本件現金仕入れ量と廃棄数量が一致しても本件現金 仕入れが架空であると認めることはできない旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、架空の仕入れが複数の月にわたって処理されることも想 定できるので、原告らの主張は前記判断を左右しない。

- コ かえって、本件物品出納帳のうち、福岡営業所(乙共43)、長崎営業所(乙共44の2)、別府営業所(乙共45の2)、大阪営業所(乙共48の2)、熊本営業所(乙共51の1)のものには、本件現金仕入れが、それより前の日付の取引より先に記載されている等、取引の日付が前後している箇所が複数あることが認められ、本件物品出納帳のうち、本件現金仕入れに係る部分が、取引の都度、その入出庫を正確に記載したものではない疑いを排除できない。
- サ 以上によれば、本件各営業所の物品出納帳について個別に検討しても、その記載に信用性があるということはできない。
- (7) これに対し、原告らは、本件物品出納帳は、各営業所の在庫管理を目的として使用されて

おり、架空仕入れを記入すれば前記目的を果たすことができなくなる旨主張する。

しかしながら、前記事実、甲共61、証人戊の証言及び弁論の全趣旨によれば、売上の認識時期や出庫の時期によって、本件物品出納帳に基づく在庫と実際の在庫が乖離することがあり、本件各営業所のそのときどきの正確な在庫は必ずしも本件物品出納帳上明らかでなく、当該営業所の営業所長がその概要を把握しているにすぎないことが認められ、このことに照らすと、上記主張を採用することはできない。

(8) 原告らは、本件物品出納帳上の記載から、架空仕入れに対応する廃棄を抽出することは不可能であり、原告らの全ての仕入れ、売上、在庫等を検証する必要がある旨主張する。

しかしながら、前記認定説示に照らすと、本件物品出納帳のうち本件現金仕入れに係る部分については客観的な根拠を欠き、本件各営業所の物品出納帳について個別に検討しても、これを覆すに足りないので、原告らの全ての仕入れ等について検証されなかったとしても、本件各処分が違法であるということはできない。

(9) 原告らは、本件現金仕入れが架空仕入れであるとすれば、顧客に対して出荷された商品に対応する仕入れが大幅に不足してしまう旨主張する。

しかしながら、前記事実、甲共24、証人戊の証言及び弁論の全趣旨によれば、売上が認識される時期や出庫の時期によって、本件物品出納帳に基づく在庫と実際の在庫が乖離することがあり、現に福岡営業所のトリスタンロブに係る商品については、本件物品出納帳上の在庫がマイナスであったにもかかわらず、商品が存在した時期があったことが認められる。このことからすると、上記主張は、その前提において採用できない。

(10) 原告らは、本件現金仕入れがなされた営業所数やその額からすると、本件現金仕入れが架空取引だとすれば、原告本社と本件各営業所長が共謀して行う必要があるが、このような共謀を示す証拠はなく、また、本件現金仕入れを行わなかった営業所があったことについても合理的理由がない旨主張する。

しかしながら、前記認定事実、乙共1、73ないし75及び弁論の全趣旨によれば、原告らは、過去において、架空取引を行いリベートや交際接待費のための資金を用意したことがあること、原告Cは元営業所長が商品ないし金員を横領又は流用したとして民事訴訟を提起したことがあること及び本件各営業所のそのときどきの正確な在庫量は本件物品出納帳では明らかでなく、当該営業所の営業所長が概要を把握しているにすぎないことが認められる一方で、本件全証拠によっても、本件各営業所の在庫管理や営業所長の不正を防止するための具体的な措置を取ったことを認めるに足りない。このことに加え、甲共32、35、36、39、42、43、47、50、56、57、60、乙共7、13ないし15、38、39及び弁論の全趣旨によれば、本件税務調査における本件各営業所長の各供述が概ね一致していることが認められ、このことに照らすと、本件現金仕入れがなされた営業所数やその額を考慮してもなお、本件現金仕入れが架空取引であったとしても、不合理であるということはできない。本件現金仕入れを行わなかった営業所があったことは、これを左右するに足りない。

(11) 原告らは、処分行政庁は、平成12年及び平成18年の各税務調査において、浜買い等の 取引が架空取引と認定されなかった旨主張する。

しかしながら、本件全証拠によっても、処分行政庁らが原告らに対する過去の課税処分に おいて、浜買い等の取引の存在を確認し、それに係る原告らの会計処理を是認したと認める に足りない。そして、前記のとおり、本件領収証等及び本件物品出納帳が本件現金仕入れの 存在及び内容を明確に裏付ける証拠に当たるということはできないから、従前の課税処分の 内容やそれに係る税務調査の経緯は前記認定を左右するに足りない。

(12) 原告らは、架空仕入相当額が仕入対価以外のものに転用された証拠はない旨主張する。しかしながら、乙共73ないし75及び弁論の全趣旨によれば、原告らは、平成12年ころ、架空仕入れを計上し、それによる金員を業者に対するリベート、交際接待費等に当てていたことが認められ、乙共1ないし3、5、6及び22にもこれに沿う部分がある。このことに加え、架空仕入相当額がその時々の状況によって様々な用途に使用された可能性を排除できないこと(なお、仮に架空仕入相当額の全部又は一部が在庫調整等のための別の仕入れに充てられた場合を想定しても、そのことによって、当該架空仕入れが架空仕入れでなくなるわけではない。)に照らすと、その後、原告らにおいてリベートの支払等を止めた旨の原告らの主張を考慮してもなお、架空仕入相当額の使途が明らかでないという一事から直ちに本件各処分が違法であるということはできない。

## (13) まとめ

以上によれば、本件領収証等及び本件物品出納帳の信用性は乏しく、これらに基づいて本件現金仕入れがされたことを認定することはできず、本件税務調査における原告ら代表者及び本件各営業所長等の供述からも本件現金仕入れがされたことを認めることができず、かえって、本件現金仕入れが架空取引であると推認され、これを覆すに足りる証拠はないので、原告A法人税各更正処分及び原告C法人税各更正処分は適法であったというべきである。

- 2 争点 2 (「隠ぺい又は仮装」(国税通則法 6 8 条)の有無)について 前記のとおり、本件現金仕入れは架空取引であると認められ、このことと、前記 1 (10) 記載の事情に鑑みると、本件において、国税通則法 6 8 条の定める重加算税の要件が満たされ ているということができる。
- 3 争点3 (「隠ぺい又は仮装」(法人税法127条1項3号)の有無(本件青色申告承認取消処分に関し))について

前記のとおり、本件現金仕入れは架空取引であると認められ、このことと、前記1 (10) 記載の事情に鑑みると、原告Aについて、法人税法127条1項3号の定める取消事由があるということができる。

#### 4 結論

以上の検討結果を踏まえて、原告らの納めるべき税額を検討すると、別紙2のとおりとなる。また、前記のとおり、原告Aについて、法人税法127条1項3号の定める取消事由がある。そうすると、本件各処分はいずれも適法であるというべきであり、原告らの請求にはいずれも理由がないから、主文のとおり判決する。

### 福岡地方裁判所第1民事部

### 裁判長裁判官 倉澤 守春

裁判官坂庭正将は転補につき、裁判官荒木雅俊は退官につき、いずれも署名押印することができない。

### 裁判長裁判官 倉澤 守春

- 1 法人税法(平成23年12月2日法律第114号による改正前のもの)
- (1) (事業年度の意義)
  - 13条1項

この法律において「事業年度」とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間(以下この章において「会計期間」という。)で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この章において「定款等」という。)に定めるものをいい、法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間又は第3項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した会計期間若しくは第4項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)をいう。

(2)(各事業年度の所得の金額の計算)

#### 22条

- 1項 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。
- 2項 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。
- 3項 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額 は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
  - 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
  - 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額
  - 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- 4項 第2項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当 と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

(略)

(3) (青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

### 57条

1項 確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度に おいて生じた欠損金額(この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計 算上損金の額に算入されたもの及び80条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付 を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。)がある場合には、当該欠損金額に相 当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該 欠損金額に相当する金額が当該欠損金額につき本文の規定を適用せず、かつ、62条の5第 5項(現物分配による資産の譲渡)の規定を適用しないものとして計算した場合における当 該各事業年度の所得の金額(当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は58条1項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額)を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

(4)(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

#### 66条

- 1項 内国法人である普通法人、一般社団法人等(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第3項において同じ。)又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に100分の30の税率を乗じて計算した金額とする。
- 2項 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは 出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法 人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額につい ては、同項の規定にかかわらず、100分の22の税率による。
- (5) (青色申告の承認の取消し)

#### 127条

- 1項 121条1項(青色申告)の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書(納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。)は、青色申告書以外の申告書とみなす。
  - 一 その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する財務省令 で定めるところに従って行われていないこと 当該事業年度
  - 二 その事業年度に係る帳簿書類について前条2項の規定による税務署長の指示に従わなかったこと 当該事業年度
  - 三 その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること 当該事業年度
  - 四 74条1項(確定申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかったこと 当該申告書に係る事業年度
- 2 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成18年3月31日号外法律第10号により廃止)

(法人税率の特例)

## 16条1項

法人又は人格のない社団等(法人税法2条8号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項において同じ。)の平成11年4月1日以後に開始する各事業年度(同法13条及び14条に規定する事業年度をいう。第4項において同じ。)の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄 第二欄 第三欄 第四欄 一 法人税法第二 同法第六十六条第 百分の三 百分の三 条第九号に規定 一項及び第百四十 十四・五 十 する普通法人 三条第一項 (以下この条に 同法第六十六条第 百分の二 百分の二 おいて「普通法 二項及び第百四十 十五 十二 三条第二項 人」という。) 又は人格のない 社団等(次号に 規定する政令で 定める法人を含 ts.)

二 法人税法第二 同法第六十六条第 百分の二 百分の二 条第六号に規定 三項及び第百四十 十五 十二 する公益法人等 三条第三項

(同法以外の法

律によって同号

に規定する公益

法人等とみなさ

れているもので

政令で定める法

人を除く。)

三 法人税法第二同法第六十六条第 百分の二 百分の二条第七号に規定三項十五十二

する協同組合等 (以下この条に おいて「協同組 合等」とい

う。)

- 3 租税特別措置法
  - 42条の3の2 (平成21年3月法律第13号によるもの)
  - 1項 次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等の平成21年4月1日から平23年3月 31日までの間に終了する各事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の 適用については、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規 定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄 第二欄 第三欄 第四欄

一 法人税法第二条 法人税法第 百分の二十 百分の十八

第九号に規定する 六十六条 二

普通法人のうち当 第二項及 該各事業年度終了 び第百四

二 一般社団法人等 法人税法第 百分の二十 百分の十八

(法人税法別表第 六十六条 二

二に掲げる一般社 第二項 団法人及び一般財

凹伝八及い、収別

団法人並びに公益

社団法人及び公益

財団法人をい

う。) 又は同法以

外の法律によって

公益法人等(法人

税法第二条第六号

に規定する公益法

人等をいう。次号

において同じ。)

とみなされている

もので政令で定め

るもの

三 公益法人等(前 同法第六十 百分の二十 百分の二十二

号に掲げる法人を 除く。) 又は法人 六条第三 二

(各事業年度 の所得の金額

院く。)又は伝入 税法第二条第七号 項

のうち年八百

に規定する協同組 合等(第六十八条 万円以下の金

第一項に規定する

額については、百分の十

協同組合等を除

八)

< 。)

四 第六十七条の二 同項

百分の二十 百分の二十二

第一項の規定による承認を受けてい

(各事業年度 の所得の金額

る同項に規定する

のうち年八百

医療法人

万円以下の金

額について

は、百分の十

八)

(以下略)

# 4 国税通則法

(1)(過少申告加算税)

#### 65条

1項 期限内申告書(還付請求申告書を含む。第3項において同じ。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条1項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき35条2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に100分の10の割合(修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、100分の5の割合)を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

# (2)(重加算税)

### 68条

1項 65条1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

## 5 消費税法

(仕入れに係る消費税額の控除)

## 30条1項

事業者(9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れ(特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び32条から36条までにおいて同じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕

入れに係る支払対価の額に108分の6.3を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の6.3を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

- 一 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日
- 二 国内において特定課税仕入れを行った場合 当該特定課税仕入れを行った日
- 三 保税地域から引き取る課税貨物につき47条1項の規定による申告書(同条3項の場合を除く。)又は同条2項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物(第6項において「一般申告課税貨物」という。)を引き取った日
- 四 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合(当該特例申告書に記載すべき47条1項1号又は2号に掲げる金額につき決定(国税通則法25条(決定)の規定による決定をいう。以下この号において同じ。)があった場合を含む。以下同じ。) 当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定(以下「特例申告に関する決定」という。)の通知を受けた日
- 6 地方税法 (平成24年法律第69号による改正前のもの)
- (1) (地方消費税の課税標準額の端数計算の特例)

72条の82

地方消費税については、20条の4の2第1項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

(2) (地方消費税の税率)

72条の83

地方消費税の税率は、100分の25とする。

以上

#### 税額の計算

#### 第1 原告A

- 1 原告A各法人税処分
- (1) 平成18年12月期(乙A4、19の1参照)

ア 所得金額

3259万8392円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

△1095万0105円

(イ) 仕入高の損金不算入額

5044万3544円

平成18年12月期に係る本件現金仕入れ5044万3544円は、架空仕入れであるため、損金に算入されない結果、所得金額に加算される。

(ウ) 雑損の損金算入額

 $\triangle 44$   $\square$ 

未払消費税額等と消費税等の合計納付税額の差額が雑損として所得金額から減算される。

(エ) 寄付金の損金算入額

△23万1750円

所得金額が増加したことに伴い、申告時に損金に算入されなかった寄付金が所得金額から減算される。

(オ) 繰越欠損金の損金算入額

△666万3253円

所得金額が増加したことに伴い、申告時に損金に算入されなかった繰越欠損金が所得金額から減算される。

イ 納付すべき税額

913万4600円

下記(ア)から(イ)を控除した金額(百円未満の端数切捨て)

(ア) 法人税額

913万9400円

前記ア記載の所得金額(千円未満の端数切捨て)に、法人税法所定の税率(800万円以下の金額について100分の22、800万円を超える金額については100分の30(法人税法66条2項(平成23年12月2日法律第114号による改正前のもの。所得金額800万円以下の部分に対する法人税率については、平成11年3月法律第8号による経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条若しくは平成21年3月法律第13号による租税特別措置法42条の3の2の規定による読み替えの税率による。以下同じ。)を乗じて計算した金額の合計

(イ)控除税額(申告額)

4717円

ウ 重加算税の額

319万5500円

更正処分により新たに納付することとなった913万円(ただし、国税通則法118条3項により1万円未満の端数金額を切り捨てたもの)に国税通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(2) 平成19年12月期(乙A6、21参照)

ア 所得金額

9055万8443円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

2744万0486円

(イ) 仕入高の損金不算入金額

4863万3892円

平成19年12月期に係る本件現金仕入れは、架空仕入れであるため、損金に算入されない結果、所得金額に加算される。

(ウ) 雑益の益金算入額

107円

未払消費税額等と消費税額等の合計納付税額の差額が雑益として所得金額に加算される。

(工) 事業税増加額

△312万9400円

平成18年12月期の法人税増額更正処分に連動して事業税額が増加し、増加分の事業税相当額が平成19年12月期の損金として所得金額から減算される。

(オ) 繰越欠損金の損金不算入金額

1761万3358円

平成18年12月期の法人税増額更正処分及び本件青色申告承認取消処分に伴い、申告時に損金に算入された欠損金が算入されず、所得金額に加算される。

イ 納付すべき税額

2648万8000円

下記(ア)から(イ)を控除した金額(百円未満の端数切捨て)である。

(ア) 法人税額

2652万7400円

前記ア記載の所得金額(千円未満の端数切捨て)のうち、800万円以下の金額について100分の22を乗じ、800万円を超える部分について100分の30を乗じて計算した金額の合計

(イ) 控除税額(申告額)

3万9377円

ウ 重加算税の額

648万2000円

更正処分により新たに納付することになった金額(乙A37)である1852万円に国税 通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(3) 平成20年12月期(乙A9、23参照)

ア 所得金額

7625万9925円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

2946万4683円

(イ) 仕入高の損金不算入金額

5285万4471円

平成20年12月期に係る本件現金仕入れは、架空仕入れであるため、損金に算入されない結果、所得金額に加算される。

(ウ) 雑益の益金算入金額

71円

未払消費税額等と消費税額等の合計納付税額の差額が雑益として所得金額に加算される。

(エ) 事業税認容額

△605万9300円

平成19年12月期の法人税増額更正処分に連動して事業税額が増加し、増加分の事業税相当額が平成20年12月期の損金として所得金額から減算される。

イ 納付すべき税額

2214万2300円

下記(ア)から(イ)を控除した金額(百円未満の端数切捨て)

(ア) 法人税額

2223万7700円

前記ア記載の所得金額(千円未満の端数切捨て)のうち、800万円以下の金額について100分の22を乗じ、800万円を超える金額について100分の30を乗じた金額の合計

(イ) 控除税額(申告額)

9万5395円

ウ 過少申告加算税の額

9万8000円

更正処分により新たに納付することとなった金額(乙A37)である98万円に国税通則 法65条1項所定の割合である100分の10を乗じた金額

エ 重加算税の額

491万0500円

更正処分により新たに納付することになった金額(乙A37)である1403万円に国税 通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(4) 平成21年12月期(乙A11、25参照)

ア 所得金額

5026万3449円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

1337万6492円

(イ) 仕入高の損金不算入金額

4137万9078円

平成21年12月期に係る本件現金仕入れは、架空仕入れであるため、損金に算入されない結果、所得金額に加算される。

(ウ) 雑益の益金算入金額

179円

未払消費税額等と消費税額等の合計納付税額の差額が雑益として所得金額に加算される。

(エ) 事業税認容額

△449万2300円

平成20年12月期の法人税増額更正処分に連動して事業税額が増加し、増加分の事業税相当額が平成21年12月期の損金として所得金額から減算される。

イ 納付すべき税額

1403万5500円

下記(ア)から(イ)を控除した金額(百円未満の端数切捨て)

(ア) 法人税額

1411万8900円

前記ア記載の所得金額(千円未満の端数切捨て)のうち、800万円以下の金額について100分の18を乗じ、800万円を超える金額について100分の30を乗じた金額の合計

(イ)控除税額(申告額)

8万3328円

ウ 過少申告加算税の額

6万1000円

更正処分により新たに納付することとなった金額( $\angle A37$ )である61万円に国税通則 法65条1項所定の割合である100分の10を乗じた金額

エ 重加算税の額

387万1000円

更正処分により新たに納付することになった金額(乙A37)である1106万円に国税 通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(5) 平成22年12月期(乙A13、27)

ア 所得金額

4988万6793円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

987万1977円

(イ) 仕入高の損金不算入金額

4355万3328円

平成22年12月期に係る本件現金仕入れは、架空仕入れであるため、損金に算入されない結果、所得金額に加算される。

(ウ) 雑益の益金算入金額

 $\triangle 12$   $\Box$ 

未払消費税額等と消費税額等の合計納付税額の差額が雑損として所得金額に算入される。

(エ) 事業税及び地方法人特別税認容額

△353万8500円

平成21年12月期の法人税増額更正処分に連動して事業税額が増加し、増加分の事業税相当額が平成22年12月期の損金として所得金額から減算される。

イ 納付すべき税額

1397万0400円

下記(ア)から(イ)を控除した金額(百円未満の端数切捨て)

(ア) 法人税額

1400万5800円

前記ア記載の所得金額(千円未満の端数切捨て)のうち、800万円以下の金額について100分の22を乗じ、800万円を超える金額について100分の30を乗じた金額の合計

(イ)控除税額(申告額)

3万5368円

ウ 過少申告加算税の額

8000円

更正処分により新たに納付することになった金額(乙A37)である8万円に同法65条 1項所定の100分の10を乗じた金額

エ 重加算税の額

420万0000円

更正処分により新たに納付することになった金額(乙A37)である1200万円に国税 通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(6) 平成23年12月期(乙A15、29参照)

ア 所得金額

△3398万8866円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

△7120万2910円

(イ) 仕入高の損金不算入金額

4108万3856円

平成22年12月期に係る本件現金仕入れは、架空仕入れであるため、損金に算入されない結果、所得金額に加算される。

(ウ) 雑益の益金算入金額

38円

未払消費税額等と消費税額等の合計納付税額の差額が雑益として所得金額に算入される。

(エ) 事業税及び地方法人特別税認容額

△383万8600円

平成22年12月期の法人税増額更正処分に連動して事業税額が増加し、増加分の事業税相当額が平成23年12月期の損金として所得金額から減算される。

(オ) 寄付金の損金算入額

△3万1250円

所得金額が増加したことに伴い、申告時に損金に算入されなかった寄付金が所得金額から減算される。

イ 納付すべき税額及び加算税の額

0 円

所得金額が生じないことから、納付すべき税額及び加算税の額も生じない。

(7) 平成24年12月期(乙A17、31参照)

ア 所得金額

3115万6046円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

0 円

(イ) 仕入高の損金不算入金額

2675万1650円

平成24年12月期に係る本件現金仕入れは、架空仕入れであるため、損金に算入されない結果、所得金額に加算される。

(ウ) 雑益の益金算入金額

 $\triangle$ 14円

未払消費税額等と消費税額等の合計納付税額の差額が雑損として所得金額に算入される。

(エ) 繰越欠損金の損金不算入額

473万8805円

本件青色申告承認取消処分に伴い、申告時に損金に算入された欠損金が損金に算入されず、所得金額に加算される。

(オ) 寄付金の損金算入額

△33万4395円

所得金額が増加したことに伴い、申告時に損金に算入されなかった寄付金が所得金額から減算される。

イ 納付すべき税額

830万3500円

下記(ア)から(イ)を控除した金額(百円未満の端数切捨て)

(ア) 法人税額

838万6800円

前記ア記載の所得金額(千円未満の端数切捨て)のうち、800万円以下の金額について100分の18を乗じ、800万円を超える金額について100分の30を乗じた金額の合計

(イ)控除税額(申告額)

8万3264円

ウ 過少申告加算税の額

10万2500円

更正処分により当らたに納付することになった金額(乙A37)である85万円に国税通 則法65条1項及び同条2項所定の50万円を超える部分について100分の15、50万 円以下の部分について100分の10を乗じた金額

エ 重加算税の額

263万5500円

更正処分により新たに納付することになった金額(乙A37)である753万円に国税通 則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

- 2 原告A各消費税処分
- (1) 平成18年12月課税期間(乙A5、20参照)

ア 課税標準額(申告額)

38億9290万5000円

イ 消費税額(申告額)

1億5571万6200円

ウ 控除税額

1億1684万4061円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

1億1639万0923円

確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額31億0822万7551円から平成18年12月課税期間に係る本件現金仕入れ5296万5800円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された30億5526万1751円に、消費税法(平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。)30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

34万7006円

(ウ) 貸倒れに係る税額(申告額)

10万6132円

エ 納付すべき消費税額

3887万2100円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

971万8000円

前記エに地方税法(平成24年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。)72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)

カ 重加算税の額 88万2000円

更正処分により新たに納付することとなった金額(乙A20)である252万円に国税通 則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(2) 平成19年12月課税期間(乙A7、22参照)

ア 課税標準額(申告額) 38億8055万9000円

イ 消費税額(申告額) 1億5522万2360円

ウ 控除税額 1億1664万8193円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

1億1628万4472円

確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額31億0353万2996円から平成19年12月課税期間に係る本件現金仕入れ5106万5599円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された30億5246万7397円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

32万1429円

(ウ)貸倒れに係る税額(申告額)

4万2292円

エ 納付すべき消費税額

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

964万3500円

3857万4100円

前記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)

カ 重加算税の額

85万0500円

更正処分により新たに納付することとなった金額(乙A22)である243万円に国税通 則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(3) 平成20年12月課税期間(乙A10、24参照)

ア 課税標準額(申告額)

37億1619万1000円

イ 消費税額(申告額)

1億4864万7640円

ウ 控除税額

1億1058万8531円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

1億1021万8973円

控除対象仕入税額は、確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額29億4874万5287円から平成20年12月課税期間に係る本件現金仕入れ5549万7242円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された28億9324万8045円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額である。

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

36万9558円

エ 納付すべき消費税額

3805万9100円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

951万4700円

前記工に地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)。

カ 重加算税の額

92万4000円

更正処分により新たに納付することとなった金額(乙A24)である264万円に国税通 則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(4) 平成21年12月課税期間(乙A12、26参照)

ア 課税標準額(申告額)

34億7363万8000円

イ 消費税額(申告額)

1億3894万5520円

ウ 控除税額

1億1965万4331円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

1億1920万0369円

確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額31億7245万7766円から平成21年12月課税期間に係る本件現金仕入れ4344万8057円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された31億2900万9709円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

37万8317円

(ウ) 貸倒れに係る税額(申告額)

7万5645円

エ 納付すべき消費税額

1929万1100円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

482万2700円

前記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)。

カ 重加算税の額

72万1000円

更正処分により新たに納付することとなった金額(乙A26)である206万円に国税通 則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(5) 平成22年12月課税期間(乙A14、28参照)

ア 課税標準額(申告額)

41億6279万0000円

イ 消費税額(申告額)

1億6651万1600円

ウ 控除税額

1億2436万3771円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

1億2396万8697円

確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額32億9990万9321円から平成22年12月課税期間に係る本件現金仕入れ4573万1016円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された32億5417万8305円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

29万2632円

(ウ)貸倒れに係る税額(申告額)

10万2442円

エ 納付すべき消費税額

4214万7800円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

1053万6900円

前記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)。

カ 重加算税の額

75万9500円

更正処分により新たに納付することとなった器楽(乙A28)である217万円に国税通 則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(6) 平成23年12月課税期間(乙A16、30参照)

ア 課税標準額(申告額)

38億3269万2000円

イ 消費税額(申告額)

1億5330万7680円

ウ 控除税額

1億0897万2242円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

1億0855万0898円

確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額28億9259万9190円から平成23年12月課税期間に係る本件現金仕入れ4313万8094円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された28億4946万1096円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

33万6429円

(ウ)貸倒れに係る税額(申告額)

8万4915円

エ 納付すべき消費税額

4433万5400円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

1108万3800円

前記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)。

カ 重加算税の額

71万7500円

更正処分により新たに納付することとなった金額 (乙A30) である205万円に国税通 則法68条1項所定の割合 (100分の35) を乗じた金額

(7) 平成24年12月課税期間(乙A18、32参照)

ア 課税標準額(申告額)

37億3150万3000円

イ 消費税額(申告額)

1億4926万0120円

ウ 控除税額

1億0615万4299円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

1億0584万5660円

確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額28億0653万7825円から平成24年12月課税期間に係る本件現金仕入れ2808万9236円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された27億7844万8589円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

30万8168円

(ウ)貸倒れに係る税額(申告額)

471円

エ 納付すべき消費税額

4310万5800円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

1077万6400円

前記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)。

カ 重加算税の額

46万5500円

更正処分により新たに納付することとなった金額(乙A32)である133万円に国税通 則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

#### 第2 原告C

- 1 原告C各法人税処分
- (1) 平成18年6月期(乙B4、18参照)

ア 所得金額

962万3903円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

699万4953円

(イ) 仕入高の損金不算入金額

262万9000円

平成18年6月期に係る本件現金仕入れは、架空仕入れであるため、損金に算入されない結果、所得金額に加算される。

(ウ) 雑損の損金算入額

△50円

未払消費税額等と消費税額等の合計納付税額の差額が雑損として所得金額に加算される。

イ 法人税額及び納付すべき税額

224万6900円

前記ア記載の所得金額(千円未満の端数切捨て)のうち、800万円以下の金額について 100分の22を乗じ、800万円を超える部分について100分の30を乗じて計算した 金額の合計

ウ 重加算税の額

24万5000円

更正処分により新たに納付することになった金額(乙B18)である70万円に国税通則 法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(2) 平成19年6月期(裁決により取り消された後のもの)(乙B3、6、20参照)

ア 所得金額

1271万9080円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

781万4353円

(イ) 仕入高の損金不算入金額

513万4121円

平成19年6月期に係る本件現金仕入れ521万0254円から、平成27年6月26日付け裁決により取り消された7万6133円を控除した金額が架空仕入れであるため、損金に算入されず、所得金額に加算される。

(ウ) 雑損の損金不算入額

 $\triangle$  9 4  $\square$ 

未払消費税額等と消費税額等の合計納付税額の差額が雑損として所得金額に加算される。

(工) 事業税認容額

△22万9300円

平成18年6月期の法人税増額更正処分に連動して事業税額が増加し、増加分の事業税相当額が平成19年6月期の損金として所得金額から減算される。

イ 納付すべき税額

317万5500円

下記(ア)から(イ)を控除した金額(百円未満の端数切捨て)である。

(ア) 法人税額

317万5700円

前記ア記載の所得金額(千円未満の端数切捨て)のうち、800万円以下の金額について100分の22を乗じ、800万円を超える部分について100分の30を乗じて計算した金額の合計

(イ) 控除税額

(控除される額を記載) 155円

ウ 重加算税の額

50万7500円

更正処分により新たに納付することになった金額(別表1の2の平成19円6月期の⑩欄「裁決」欄の317万5500円から、同「確定申告」欄の171万8900円を控除し、国税通則法118条3項により一万円未満の端数金額を切り捨てたもの)である145万円に国税通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額。

(3) 平成22年6月期(乙B12、25参照)

ア 所得金額

△179万7722円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

△195万0257円

(イ) 仕入高の損金不算入金額

15万2510円

平成22年6月期に係る本件現金仕入れは、架空仕入れであるため、損金に算入されず、 所得金額に加算される。

(ウ) 雑益の益金算入額

25円

未払消費税額等と消費税等の合計納付額との差額が雑益として所得金額に加算される。

イ 翌期繰越欠損金

179万7722円

平成22年6月期において生じた欠損金額であり、法人税法57条1項に規定する「前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額」として、翌事業年度以降に繰り越される。

ウ 納付すべき税額及び加算税の額

0円

所得金額が生じないことから、納付すべき税額及び加算税の額も生じない。

(4) 平成23年6月期(乙B14、27参照)

ア所得金額

△1096万5855円

イ 翌期繰越欠損金

1276万3577円

前記(3) イ記載の欠損金と平成23年6月期において生じた欠損金の合計であり、法人税法57条1項に規定する「前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額」として、翌事業年度以降に繰り越される。

ウ 納付すべき税額及び加算税の額

0円

所得金額が生じないことから、納付すべき税額及び加算税の額も生じない。

(5) 平成24年6月期(乙B16、28参照)

ア 所得金額

△678万9559円

以下を合計した金額

(ア) 申告所得金額

△737万6203円

(イ) 仕入高の損金不算入額

58万6709円

平成24年6月に係る本件現金仕入れであり、架空仕入れであるため、損金に算入されない結果、所得金額に加算される。

(ウ) 雑損の損金不算入額

 $\triangle$ 65円

未払消費税額等と消費税等の合計納付税額との差額が雑損として所得金額から減算される。

イ 翌期繰越欠損金

1955万3136円

前記(4)イ記載の欠損金と平成24年6月期において生じた欠損金678万9559円

の合計であり、法人税法57条1項に規定する「前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額」として、翌事業年度以降に繰り越される。

ウ 納付すべき税額及び加算税の額

0円

所得金額が生じないことから、納付すべき税額及び加算税の額も生じない。

- 2 原告C各消費税処分
- (1) 平成18年6月課税期間(乙B5、19参照)

ア 課税標準額(申告額)

3億5938万0000円

イ 消費税額(申告額)

1437万5200円

ウ 控除税額

1220万3897円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

1213万3897円

控除対象仕入税額は、確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額3億2132万9259円から平成18年6月課税期間に係る本件現金仕入れ276万0450円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された3億1856万8809円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額である。

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

3万4129円

(ウ)貸倒れに係る税額(申告額)

3万3814円

エ 納付すべき消費税額

217万1300円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

54万2800円

前記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)

カ 重加算税の額

4万5500円

更正処分により新たに納付することとなった金額(乙B19)である13万円に国税通則 法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(2) 平成19年6月期(裁決により取り消された後のもの)(乙B3、7、21参照)

ア 課税標準額(申告額)

2億7166万4000円

イ 消費税額(申告額)

1086万6560円

ウ 控除税額

896万6108円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

895万5192円

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

1万0916円

エ 納付すべき消費税額

190万0400円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

47万5100円

前記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)。

カ 重加算税の額

8万7500円

更正処分により新たに納付することとなった金額(別表2の2の平成19年6月課税期間「裁決」欄の⑧及び⑩欄の合計237万5500円から同「確定申告」欄の⑧及び⑩欄の合計211万8700円を控除して、1万円未満の端数金額を切り捨てた25万円に国税通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

(3) 平成20年6月課税期間(乙B9、23参照)

ア 課税標準額(申告額)

1億9056万8000円

イ 消費税額(申告額)

762万2720円

ウ 控除税額

630万6321円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

628万7514円

確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額1億6531万8917円から 平成20年6月課税期間に係る本件現金仕入れ27万1650円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された1億6504万7267円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額

(イ)返還等対価に係る税額(申告額)

1万8807円

エ 納付すべき消費税額

131万6300円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

32万9000円

前記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)。

(4) 平成22年6月課税期間(乙B13、26参照)

ア 課税標準額(申告額)

1億2270万9000円

イ 消費税額(申告額)

490万8360円

ウ 控除税額

424万9053円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

423万6698円

確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額1億1137万3471円から 平成22年6月課税期間に係る本件現金仕入れ16万0135円(消費税相当額を含 む。)を控除して計算された1億1121万3336円に、消費税法30条1項所定の割 合(105分の4)を乗じた金額

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

1万2355円

エ 納付すべき消費税額

65万9300円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

16万4800円

前記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)

(5) 平成24年6月期(乙B17、29参照)

ア 課税標準額(申告額)

1億4393万8000円

イ 消費税額(申告額)

575万7520円

ウ 控除税額

505万8067円

以下を合計した金額

(ア) 控除対象仕入額

505万0756円

確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額1億3319万8389円から 平成24年6月課税期間に係る本件現金仕入れ61万6044円(消費税相当額を含む。)を控除して計算された1億3258万2345円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額)

7311円

エ 納付すべき消費税額

69万9400円

前記イからウを控除した金額(百円未満の端数切捨て)

オ 納付すべき譲渡割額

17万4800円

前記工に地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(百円未満の端数切捨て)。

カ 重加算税の額

7000円

更正処分により新たに納付することとなった金額(乙B29)である2万円に国税通則法 68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額

以上

別紙3-1から別紙3-8まで、別紙4 省略

# 課税の経緯(A)(法人税)

事業年度	区分	順号	確定申告		更正処分及び	異議申立て	異議決定	審査請求		裁決	本訴原告主張額
尹未十及	項目 年月日	原分	期限内		賦課決定処分 平25.6.26	平25. 8. 16	平25.11.15	平25.12.10		平27. 6. 26	平27.10.29
	·	$\angle$		/		全部取消	棄却	全部取消	/	棄却	
	①確定申告額	1	△10, 950, 105		△10, 950, 105	△10, 950, 105		△10, 950, 105		△10, 950, 105	△10, 950, 105
	②仕入過大	2	0		50, 443, 544	0	50, 443, 544	0	-	50, 443, 544	0
	③寄付金損金不算入 ④雑捐	3	0		△231, 750	0	△231, 750	0		△231, 750	0
	(仮払消費税に係るもの)	4	0		△44	0	△44	0		△44	0
	⑤繰越欠損金当期控除額 (増差所得・更正金額)	(5)	0		△6, 663, 253	0	△6, 663, 253	0		△6, 663, 253	0
	②+③+④+⑤ 所得金額	6	0		43, 548, 497	0	43, 548, 497	0		43, 548, 497	0
平成18年12月期	が付金額 ①+②+③+④+⑤	7	△10, 950, 105		32, 598, 392	△10, 950, 105	32, 598, 392	△10, 950, 105		32, 598, 392	△10, 950, 105
	繰越欠損金当期控除額	8	0		6, 663, 253	0	6, 663, 253	0		6, 663, 253	0
	翌期繰越欠損金	9	17, 613, 358		0	17, 613, 358	0	17, 613, 358		0	17, 613, 358
	所得金額に対する税額	10	0		9, 139, 400	0	9, 139, 400	0		9, 139, 400	0
	控除税額	(1)	△4,717		△4,717	△4,717	△4, 717	△4, 717		△4, 717	△4, 717
	(差引法人税額)	(12)	△4, 717		9, 134, 683	△4, 717	9, 134, 683	△4, 717		9, 134, 683	△4, 717
	法人税額	13)	△4,717		9, 134, 600	△4,717	9, 134, 600	△4, 717	/	9, 134, 600	△4, 717
	過少申告加算税	(14)			0		0		/		
	重加算税	(15)			3, 195, 500	0	3, 195, 500	0	1	3, 195, 500	0
事業年度	項目 区分	順号	確定申告	減額更正	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	変更決定処分	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内	平22.2.17 留保金減額	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平26.10.2 加算税減	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
	①確定申告額	1	27, 440, 486	27, 440, 486	27, 440, 486	27, 440, 486	27, 440, 486	27, 440, 486	/	27, 440, 486	27, 440, 486
	②仕入過大	2	0	0	48, 633, 892	0	48, 633, 892	0		48, 633, 892	0
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	3	0	0	107	0	107	0		107	0
	④事業税認容	4	0	0	△3, 129, 400	0	△3, 129, 400	0		△3, 129, 400	0
	⑤繰越欠損金当期控除額 過大	(5)	0	0	17, 613, 358	0	17, 613, 358	0		17, 613, 358	0
	(増差所得・更正金額)	6	0	0	63, 117, 957	0	63, 117, 957	0		63, 117, 957	0
	②+③+④+⑤ 所得金額	7	27, 440, 486	27, 440, 486		27, 440, 486		27, 440, 486		90, 558, 443	27, 440, 486
平成19年12月期	①+②+③+④+⑤ 繰越欠損金当期控除額	(8)	17, 613, 358	17, 613, 358	0	17, 613, 358	0	17, 613, 358	<del>                                     </del>	17, 613, 358	17, 613, 358
	翌期繰越欠損金	9	0	0	0	0	0	0	/	0	0
	所得金額に対する税額	(10)	7, 592, 000	7, 592, 000	26, 527, 400	7, 592, 000	26, 527, 400	7, 592, 000		26, 527, 400	7, 592, 000
	留保金課税	(1)	411, 900	0	0	0	0	0		0	0
	控除税額	(12)	△39, 377	△39, 377	△39, 377	△39, 377	△39, 377	△39, 377		△39, 377	△39, 377
	(差引法人税額)	(13)	7, 964, 523	7, 552, 623	26, 488, 023	7, 552, 623	26, 488, 023	7, 552, 623	/	26, 488, 023	7, 552, 623
	法人税額	(14)	7, 964, 500	7, 552, 600	26, 488, 000	7, 552, 600	26, 488, 000	7, 552, 600	/	26, 488, 000	7, 552, 600
	過少申告加算税	(15)		0	0	0	0	0	0	0	0
	重加算税	16		0	6, 625, 500	0	6, 625, 500	0	△143, 500	6, 482, 000	0
事業年度	区分	順号	確定申告		更正処分及び	異議申立て	異議決定	審査請求	変更決定処分	裁決	本訴原告主張額
	項目 年月日		期限内		賦課決定処分   平25.6.26	平25. 8. 16	平25. 11. 15	平25. 12. 10	平27. 6. 12	平27. 6. 26	平27. 10. 29
	<ul><li>①確定申告額</li></ul>	1	29, 464, 683	<del></del>	29, 464, 683	全部取消 29,464,683	棄却 29, 464, 683	全部取消 29,464,683	加算税増減	棄却 29, 464, 683	29, 464, 683
	②仕入過大	2	0		52, 854, 471	0	52, 854, 471	0	/	52, 854, 471	23, 101, 000
	③雑益	3	0		71	0		0		71	0
	(仮払消費税に係るもの) ④事業税認容	4	0		△6, 059, 300	0	△6,059,300	0	<del>                                     </del>	△6, 059, 300	0
	(増差所得・更正金額)		0					0			0
	②+③+④ 所得金額	5			46, 795, 242	0	46, 795, 242			46, 795, 242	0
平成20年12月期	1+2+3+4	6	29, 464, 683		76, 259, 925	29, 464, 683	76, 259, 925	29, 464, 683		76, 259, 925	29, 464, 683
	所得金額に対する税額	7	6, 199, 200		22, 237, 700	8, 199, 200	22, 237, 700	8, 199, 200	<del>                                     </del>	22, 237, 700	8, 199, 200
	法人税額の特別控除	8	△985, 600		0	△985, 600	0	△985, 600	-/	0	△985, 600
	控除税額	9	△95, 395		△95, 395	△95, 395	△95, 395	△95, 395		△95, 395	△95, 395
	(差引法人税額)	10	7, 118, 205		22, 142, 305	7, 118, 205	22, 142, 305	7, 118, 205	/	22, 142, 305	7, 118, 205
	法人税額	(1)	7, 118, 200		22, 142, 300	7, 118, 200	22, 142, 300	7, 118, 200	<u> </u>	22, 142, 300	7, 118, 200
	過少申告加算税	12		/	0	0	0	0	98, 000	98, 000	0
	重加算税	(13)			5, 257, 000	0	5, 257, 000	0	△346, 500	4, 910, 500	0

# 課税の経緯(A)(法人税)

事業年度	区分	順号	確定申告		更正処分及び	異議申立て	異議決定	審査請求	変更決定処分	裁決	本訴原告主張額
<b>学术</b> [ 及	項目 年月日	/UK 13	期限内	1	賦課決定処分 平25.6.26	平25. 8. 16	平25.11.15	平25. 12. 10	平27.6.12	平27. 6. 26	平27. 10. 29
	①体中中生殖	_	12 270 400	<del></del>	12 270 400	全部取消	棄却	全部取消	加算税増減	棄却	12 276 400
	①確定申告額	1	13, 376, 492	<del></del>	13, 376, 492	13, 376, 492		13, 376, 492	/	13, 376, 492	13, 376, 492
	②仕入過大 ③雑益	2	0	<del></del>	41, 379, 078	0		0	<del>                                     </del>	41, 379, 078	0
	(仮払消費税に係るもの)	3	0	<del></del>	179	0	1.0	0		179	0
	④事業税認容 (増差所得・更正金額)	4	0	<del></del>	△4, 492, 300	0	_ ′ ′	0		△4, 492, 300	0
	②+③+④ 所得金額	5	0	<del></del>	36, 886, 957	0	36, 886, 957	0		36, 886, 957	0
平成21年12月期	1+2+3+4	6	13, 376, 492	<del></del>	50, 263, 449	13, 376, 492		13, 376, 492		50, 263, 449	13, 376, 492
	所得金額に対する税額	7	3, 052, 800	<del></del>	14, 118, 900	3, 052, 800		3, 052, 800		14, 118, 900	3, 052, 800
	法人税額の特別控除	8	△610, 560	<del></del>	0	△610, 560		△610, 560		0	△610, 560
	控除税額	9	△83, 328	<del></del>	△83, 328	△83, 328		△83, 328		△83, 328	△83, 328
	(差引法人税額)	10	2, 358, 912	+	14, 035, 572	2, 358, 912	14, 035, 572	2, 358, 912	/	14, 035, 572	2, 358, 912
	法人税額	(1)	2, 358, 900	<del>                                     </del>	14, 035, 500	2, 358, 900	14, 035, 500	2, 358, 900	/	14, 035, 500	2, 358, 900
	過少申告加算税	(12)		<del>/</del>	0	0	0	0	61, 000	61, 000	0
	重加算税	13)			4,084,500	0	4, 084, 500	0	△213, 500	3, 871, 000	0
事業年度	項目	順号	確定申告		更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	変更決定処分	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内		平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.12 加算税増減	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
	①確定申告額	1	9, 871, 977		9, 871, 977	9, 871, 977	9, 871, 977	9, 871, 977		9, 871, 977	9, 871, 977
	②仕入過大	2	0		43, 553, 328	0	43, 553, 328	0		43, 553, 328	0
	③雑損 (仮払消費税に係るもの)	3	0		△12	0	△12	0		△12	0
	④事業税認容	4	0		△3, 538, 500	0	△3, 538, 500	0	0	△3, 538, 500	0
	(増差所得・更正金額) ②+③+④	(5)	0		40, 014, 816	0	40, 014, 816	0		40, 014, 816	0
	所得金額 ①+②+③+④	6	9, 871, 977		49, 886, 793	9, 871, 977	49, 886, 793	9, 871, 977		49, 886, 793	9, 871, 977
平成22年12月期	翌期繰越欠損金	7	0		0	0	0	0		0	0
	所得金額に対する税額	8	2,001,300		14, 005, 800	2, 001, 300	14, 005, 800	2, 001, 300		14, 005, 800	2, 001, 300
	法人税額の特別控除	9	△82, 692	7	0	△82, 692	0	△82, 692		0	△82, 692
	控除税額	10	△35, 368	7	△35, 368	△35, 368	△35, 368	△35, 368	7	△35, 368	△35, 368
	(差引法人税額)	(1)	1, 883, 240		13, 970, 432	1, 883, 240	13, 970, 432	1, 883, 240		13, 970, 432	1, 883, 240
	法人税額	12	1, 883, 200	7	13, 970, 400	1, 883, 200	13, 970, 400	1, 883, 200		13, 970, 400	1, 883, 200
	過少申告加算税	13)		7	0	0	0	0	8, 000	8,000	0
	重加算税	14)		7	4, 228, 000	0	4, 228, 000	0	△28, 000	4, 200, 000	0
事業年度	項目 区分	順号	確定申告		更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求		裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内		平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消		平27.6.26 棄却	平27. 10. 29
	①確定申告額	1	△71, 202, 910		△71, 202, 910	△71, 202, 910		1		△71, 202, 910	△71, 202, 910
	②仕入過大	2			41, 083, 856	0	41, 083, 856	0		41, 083, 856	0
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	3			38	0	38	0		38	0
	④事業税認容	4			△3, 838, 600	0	△3, 838, 600	0		△3, 838, 600	0
	⑤寄付金損金不算入	(5)			△31, 250	0	△31, 250	0		△31, 250	0
	(増差所得・更正金額) ②+③+④+⑤	6	0		37, 214, 044	0	37, 214, 044	0		37, 214, 044	0
平成23年12月期	所得金額 ①+②+③+④+⑤	7	△71, 202, 910		△33, 988, 866	△71, 202, 910	△33, 988, 866	△71, 202, 910		△33, 988, 866	△71, 202, 910
	翌期繰越欠損金	8	71, 202, 910		0	71, 202, 910	0	71, 202, 910		0	71, 202, 910
	所得金額に対する税額	9	0		0	0	0	0	<del>                                     </del>	0	0
	控除税額	(10)	△59, 353		△59, 353	△59, 353	△59, 353	△59, 353		△59, 353	△59, 353
	(差引法人税額)	11)	△59, 353		△59, 353	△59, 353		△59, 353	<del>                                     </del>	△59, 353	△59, 353
	法人税額	12	△59, 353	1	△59, 353	△59, 353		△59, 353	/	△59, 353	△59, 353
	過少申告加算税	13		1		0		0	<del>                                     </del>	200, 000	0.00
	重加算税	14)		/	0	0		0	/	0	0
	至/# 并 1元	Tap)		<u> </u>	0			0		0	U

# 課税の経緯(A)(法人税)

事業年度	項目 区分	順号	確定申告			更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	変更決定処	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内			平25. 6. 26	平25. 8. 16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.12 加算税増減	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
	①確定申告額	1	0			0	0	0	0		0	0
	②仕入過大	2	0			26, 751, 650	0	26, 751, 650	0		26, 751, 650	0
	③雑損 (仮払消費税に係るもの)	3	0			△14	0	△14	0	/	△14	0
	④繰越欠損金当期控除額 過大	4	0			4, 738, 805	0	4, 738, 805	0		4, 738, 805	0
	⑤寄付金損金不算入	(5)	0			△334, 395	0	△334, 395	0		△334, 395	0
	(増差所得・更正金額) ②+③+④+⑤	6	0			31, 156, 046	0	31, 156, 046	0		31, 156, 046	0
平成24年12月期	所得金額 ①+②+③+④+⑤	7	0			31, 156, 046	0	31, 156, 046	0		31, 156, 046	0
1 10,021   1271 /91	繰越欠損金当期控除額	8	4, 738, 805			0	4, 738, 805	0	4, 738, 805		0	4, 738, 805
	翌期繰越欠損金	9	66, 464, 105			0	66, 464, 105	0	66, 464, 105		0	66, 464, 105
	所得金額に対する税額	10	0	- /		8, 386, 800	0	8, 386, 800	0		8, 386, 800	0
	控除税額	(1)	△83, 264			△83, 264	△83, 264	△83, 264	△83, 264		△83, 264	△83, 264
	(差引法人税額)	12	△83, 264			8, 303, 536	△83, 264	8, 303, 536	△83, 264	/	8, 303, 536	△83, 264
	法人税額	(13)	△83, 264		•	8, 303, 500	△83, 264	8, 303, 500	△83, 264	/	8, 303, 500	△83, 264
	過少申告加算税	(14)			•	0	0	0	0	102, 5	102, 500	0
	重加算税	15				2, 933, 000	0	2, 933, 000	0	△297, 5	2, 635, 500	0

# 課税の経緯(C)(法人税)

事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内	平25. 6. 26	平25. 8. 16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
	①確定申告額	①	6, 994, 953	6, 994, 953	6, 994, 953	6, 994, 953	6, 994, 953	6, 994, 953	6, 994, 953
	②仕入過大	2	0	2, 629, 000	0	2, 629, 000	0	2, 629, 000	0
	③雑損 (仮払消費税に係るもの)	3	0	△50	0	△50	0	△50	0
	(増差所得・更正金額) ②+③	4	0	2, 628, 950	0	2, 628, 950	0	2, 628, 950	0
	所得金額 ①+②+③	(5)	6, 994, 953	9, 623, 903	6, 994, 953	9, 623, 903	6, 994, 953	9, 623, 903	6, 994, 953
平成18年6月期	所得金額に対する税額	6	1, 538, 680	2, 246, 900	1, 538, 680	2, 246, 900	1, 538, 680	2, 246, 900	1, 538, 680
	控除税額	7	0	0	0	0	0	0	0
	(差引法人税額)	8	1, 538, 680	2, 246, 900	1, 538, 680	2, 246, 900	1, 538, 680	2, 246, 900	1, 538, 600
	法人税額	9	1, 538, 600	2, 246, 900	1, 538, 600	2, 246, 900	1, 538, 600	2, 246, 900	1, 538, 600
	過少申告加算税	10		0	0	0	0	0	0
	重加算税	(1)		245, 000	0	245, 000	0	245, 000	0
事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内	平25. 6. 26	平25. 8. 16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 一部取消	平27. 10. 29
	①確定申告額	1)	7, 814, 353	7, 814, 353	7, 814, 353	7, 814, 353	7, 814, 353	7, 814, 353	7, 814, 353
	②仕入過大	2	0	5, 210, 254	0	5, 210, 254	0	5, 134, 121	0
	③雑損 (仮払消費税に係るもの)	3	0	0	0	0	0	△94	0
	④雑益 (仮払消費税に係るもの)	4	0	13	0	13	0	0	0
	⑤事業税認容	(5)	0	△229, 300	0	△229, 300	0	△229, 300	0
	(増差所得・更正金額) ②+③+④+⑤	6	0	4, 980, 967	0	4, 980, 967	0	4, 904, 727	0
平成19年6月期	所得金額 ①+②+③+④+⑤	7	7, 814, 353	12, 795, 320	7, 814, 353	12, 795, 320	7, 814, 353	12, 719, 080	7, 814, 353
	所得金額に対する税額	8	1, 719, 080	3, 198, 500	1, 719, 080	3, 198, 500	1, 719, 080	3, 175, 700	1, 719, 080
	控除税額	9	△155	△155	△155	△155	△155	△155	△155
	(差引法人税額)	10	1, 718, 925	3, 198, 345	1, 718, 925	3, 198, 345	1, 718, 925	3, 175, 545	1, 718, 925
	法人税額	(1)	1, 718, 900	3, 198, 300	1, 718, 900	3, 198, 300	1, 718, 900	3, 175, 500	1, 718, 900
	過少申告加算税	(12)		0	0	0	0	0	0
	重加算税	(13)		514, 500	0	514, 500	0	507, 500	0
事業年度	項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内	平25. 6. 26	-	-	-	-	- /
	①確定申告額	1)	138, 214	138, 214					
	②仕入過大	2	0	258, 714					
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	3	0	136					
	④事業税認容	4	0	△473, 900					
	(増差所得・更正金額) ②+③+④	(5)	0	△215, 050					
T-100 F 0 F 15	所得金額 ①+②+③+④	6	138, 214	△76, 836					
平成20年6月期	翌期繰越欠損金	7	0	76, 836					
	所得金額に対する税額	8	30, 360	0					
	控除税額	9	△324	△324					
	(差引法人税額)	10	30, 036	△324					
	法人税額	(1)	30,000	△324					
	過少申告加算税	12		0					
	重加算税	(13)		0					
					V				

# 課税の経緯(C)(法人税)

事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内	平25. 6. 26	_	_	_	_	- /
	①確定申告額	①	471, 454	471, 454					
	②繰越欠損金当期控除額	2	0	△76, 836					
	3-	3	-	_					
	<b>4</b> -	4	_	_					
	(増差所得・更正金額) ②+③+④	(5)	0	△76, 836					
	所得金額 ①+②+③+④	6	471, 454	394, 618			/		
平成21年6月期	繰越欠損金当期控除額	7	0	76, 836					
	翌期繰越欠損金	8	0	0					
	所得金額に対する税額	9	84, 780	70, 920					
	控除税額	10	△171	△171					
	(差引法人税額)	(1)	84, 609	70, 749					
	法人税額	12	84, 600	70, 700					
	過少申告加算税	(13)		0					
	重加算税	(14)		0					
事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 棄却	平27. 10. 29
	①確定申告額	1	△1, 950, 257	△1, 950, 257	△1, 950, 257	△1, 950, 257	△1, 950, 257	△1, 950, 257	△1, 950, 257
	②仕入過大	2	0	152, 510	0	152, 510	0	152, 510	0
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	3	0	25	0	25	0	25	0
	(増差所得・更正金額) ②+③	4)	0	152, 535	0	152, 535	0	152, 535	0
	所得金額 ①+②+③	(5)	△1, 950, 257	△1, 797, 722	△1, 950, 257	△1, 797, 722	△1, 950, 257	△1,797,722	△1, 950, 257
平成22年6月期	翌期繰越欠損金	6	1, 950, 257	1, 797, 722	1, 950, 257	1, 797, 722	1, 950, 257	1, 797, 722	1, 950, 257
	所得金額に対する税額	7	0	0	0	0	0	0	0
	控除税額	8	0	0	0	0	0	0	0
	(差引法人税額)	9	0	0	0	0	0	0	0
	法人税額	10	0	0	0	0	0	0	0
	過少申告加算税	(11)		0	0	0	0	0	0
	重加算税	12		0	0	0	0	0	0
事業年度	項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
	①確定申告額	1	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855
	2-	2	_	-	_	_	_	_	_
	3-	3	-	-	-	-	ı	-	_
	(増差所得・更正金額) ②+③	4	0	0	0	0	0	0	0
	所得金額 ①+②+③	5	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855	△10, 965, 855
平成23年6月期	翌期繰越欠損金	6	12, 916, 112	12, 763, 577	12, 916, 112	12, 763, 577	12, 916, 112	12, 763, 577	12, 916, 112
	所得金額に対する税額	7	0	0	0	0	0	0	0
	控除税額	8	0	0	0	0	0	0	0
	(差引法人税額)	9	0	0	0	0	0	0	0
	法人税額		0	0	0	0	0	0	0
	過少申告加算税			0	0	0	0	0	0
	重加算税	12		0	0	0	0	0	0

# 課税の経緯(C)(法人税)

事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
	年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
	①確定申告額	1	△7, 376, 203	△7, 376, 203	△7, 376, 203	△7, 376, 203	△7, 376, 203	△7, 376, 203	△7, 376, 203
	②仕入過大	2	0	586, 709	0	586, 709	0	586, 709	0
	③雑損 (仮払消費税に係るもの)	3	0	△65	0	△65	0	△65	0
	(増差所得・更正金額) ②+③	4	0	586, 644	0	586, 644	0	586, 644	0
	所得金額 ①+②+③	(5)	△7, 376, 203	△6, 789, 559	△7, 376, 203	△6, 789, 559	△7, 376, 203	△6, 789, 559	△7, 376, 203
平成24年6月期	翌期繰越欠損金	6	20, 292, 315	19, 553, 136	20, 292, 315	19, 553, 136	20, 292, 315	19, 553, 136	20, 292, 315
	所得金額に対する税額	7	0	0	0	0	0	0	0
	控除税額	8	0	0	0	0	0	0	0
	(差引法人税額)	9	0	0	0	0	0	0	0
	法人税額		0	0	0	0	0	0	0
	過少申告加算税			0	0	0	0	0	0
	重加算税	12)		0	0	0	0	0	0

# 課税の経緯(A)(消費税)

課税		_	区分	順号	確定申告	更正処分及び	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
期間	項目		年月日	~× ·3	期限内	賦課決定処分 平25.6.26	平25. 8. 16	平25.11.15	平25. 12. 10	平27. 6. 26	平27.10.29
			課税標準額	1	3 892 905 000	3 892 905 000	全部取消 3,892,905,000	棄却 3,892,905,000	全部取消 3,892,905,000	棄却 3,892,905,000	3, 892, 905, 000
			消費税額	2	155, 716, 200	155, 716, 200	155, 716, 200	155, 716, 200	155, 716, 200	155, 716, 200	155, 716, 200
			(控除対象仕入税額)	3	118, 408, 668	116, 390, 923	118, 408, 668	116, 390, 923	118, 408, 668	116, 390, 923	118, 408, 668
		控除	(返還等対価に係る税額)	4	347, 006	347, 006	347, 006	347, 006	347, 006	347, 006	347, 006
平成	消費税	税額	(貸倒れに係る税額)	(5)	106, 132	106, 132	106, 132	106, 132	106, 132	106, 132	106, 132
18年 12月		HA	小計	6	118, 861, 806	116, 844, 061	118, 861, 806	116, 844, 061	118, 861, 806	116, 844, 061	118, 861, 806
課税 期間			2-6	7	36, 854, 394	38, 872, 139	36, 854, 394	38, 872, 139	36, 854, 394	38, 872, 139	36, 854, 394
			納付すべき消費税額	8	36, 854, 300	38, 872, 100	36, 854, 300	38, 872, 100	36, 854, 300	38, 872, 100	36, 854, 300
	In Law they		課税標準となる消費税額	9	36, 854, 300	38, 872, 100	36, 854, 300	38, 872, 100	36, 854, 300	38, 872, 100	36, 854, 300
	地方消費税		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	9, 213, 500	9, 718, 000	9, 213, 500	9, 718, 000	9, 213, 500	9, 718, 000	9, 213, 500
	過少申告加算移	色の客	Ą	(1)	_	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額			12	_	882, 000	0	882, 000	0	882, 000	0
課税 期間	項目		区分	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
			年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
			課税標準額	1	3, 880, 559, 000	3, 880, 559, 000	3, 880, 559, 000	3, 880, 559, 000	3, 880, 559, 000	3, 880, 559, 000	3, 880, 559, 000
			消費税額	2	155, 222, 360	155, 222, 360	155, 222, 360	155, 222, 360	155, 222, 360	155, 222, 360	155, 222, 360
			(控除対象仕入税額)	3	118, 229, 828	116, 284, 472	118, 229, 828	116, 284, 472	118, 229, 828	116, 284, 472	118, 229, 828
	消費税	控除	(返還等対価に係る税額)	4	321, 429	321, 429	321, 429	321, 429	321, 429	321, 429	321, 429
平成 19年	11174 1/2	税額	(貸倒れに係る税額)	(5)	42, 292	42, 292	42, 292	42, 292	42, 292	42, 292	42, 292
12月課税			小計	6	118, 593, 549	116, 648, 193	118, 593, 549	116, 648, 193	118, 593, 549	116, 648, 193	118, 593, 549
期間			2-6	7	36, 628, 811	38, 574, 167	36, 628, 811	38, 574, 167	36, 628, 811	38, 574, 167	36, 628, 811
			納付すべき消費税額	8	36, 628, 800	38, 574, 100	36, 628, 800	38, 574, 100	36, 628, 800	38, 574, 100	36, 628, 800
	地方消費税		課税標準となる消費税額	9	36, 628, 800	38, 574, 100	36, 628, 800	38, 574, 100	36, 628, 800	38, 574, 100	36, 628, 800
			納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	9, 157, 200	9, 643, 500	9, 157, 200	9, 643, 500	9, 157, 200	9, 643, 500	9, 157, 200
	過少申告加算科	色の客		(1)	_	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額			12	_	850, 500	0	850, 500	0	850, 500	0
課税 期間	項目		区分	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
			年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
			課税標準額	1	3, 716, 191, 000	3, 716, 191, 000	3, 716, 191, 000	3, 716, 191, 000	3, 716, 191, 000	3, 716, 191, 000	3, 716, 191, 000
			消費税額	2	148, 647, 640	148, 647, 640	148, 647, 640	148, 647, 640	148, 647, 640	148, 647, 640	148, 647, 640
		Lote	(控除対象仕入税額)	3	112, 333, 153	110, 218, 973	112, 333, 153	110, 218, 973	112, 333, 153	110, 218, 973	112, 333, 153
	消費税	控除税	(返還等対価に係る税額)	4	369, 558	369, 558	369, 558	369, 558	369, 558	369, 558	369, 558
平成 20年		額	(貸倒れに係る税額)	5	0	0	0	0	0	0	0
12月 課税			小計	6	112, 702, 711	110, 588, 531	112, 702, 711	110, 588, 531	112, 702, 711	110, 588, 531	112, 702, 711
期間			2-6	7	35, 944, 929	38, 059, 109	35, 944, 929	38, 059, 109	35, 944, 929	38, 059, 109	35, 944, 929
			納付すべき消費税額	8	35, 944, 900	38, 059, 100	35, 944, 900	38, 059, 100	35, 944, 900	38, 059, 100	35, 944, 900
	地方消費税		課税標準となる消費税額 納付すべき譲渡割額	9	35, 944, 900	38, 059, 100	35, 944, 900	38, 059, 100	35, 944, 900	38, 059, 100	35, 944, 900 8, 686, 200
			(地方消費税額)	10	8, 986, 200	9, 514, 700	8, 986, 200	9, 514, 700	8, 986, 200	9, 514, 700	(8, 986, 200)
	過少申告加算科	色の客	Į.	(1)	_	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額			12	-	924, 000	0	924, 000	0	924, 000	0

# 課税の経緯(A)(消費税)

課税			区分	順号	確定申告	更正処分及び	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
期間	項目		年月日	/	期限内	賦課決定処分 平25.6.26	平25. 8. 16	平25.11.15	平25. 12. 10	平27. 6. 26	平27. 10. 29
			課税標準額	1	3, 473, 638, 000	3, 473, 638, 000	全部取消 3,473,638,000	棄却 3,473,638,000	全部取消 3,473,638,000	棄却 3,473,638,000	3, 473, 638, 000
			消費税額	2	138, 945, 520	138, 945, 520	138, 945, 520	138, 945, 520	138, 945, 520	138, 945, 520	138, 945, 520
			(控除対象仕入税額)	3	120, 855, 533	119, 200, 369	120, 855, 533	119, 200, 369	120, 855, 533	119, 200, 369	120, 855, 533
		控	(返還等対価に係る税額)	4	378, 317	378, 317	378, 317	378, 317	378, 317	378, 317	378, 317
平成	消費税	除税額	(貸倒れに係る税額)	(5)	75, 645	75, 645	75, 645	75, 645	75, 645	75, 645	75, 645
21年 12月		пн	小計	6	121, 309, 495	119, 654, 331	121, 309, 495	119, 654, 331	121, 309, 495	119, 654, 331	121, 309, 495
課税 期間			2-6	7	17, 636, 025	19, 291, 189	17, 636, 025	19, 291, 189	17, 636, 025	19, 291, 189	17, 636, 025
			納付すべき消費税額	8	17, 636, 000	19, 291, 100	17, 636, 000	19, 291, 100	17, 636, 000	19, 291, 100	17, 636, 000
			課税標準となる消費税額	9	17, 636, 000	19, 291, 100	17, 636, 000	19, 291, 100	17, 636, 000	19, 291, 100	17, 636, 000
	地方消費税		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	4, 409, 000	4, 822, 700	4, 409, 000	4, 822, 700	4, 409, 000	4, 822, 700	4, 409, 000
	過少申告加算移	色の客		11)	_	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額			12	_	721, 000	0	721,000	0	721,000	0
課税 期間	項目		区分	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
791 PJ	78.11		年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25. 12. 10 全部取消	平27.6.26 棄却	平27. 10. 29
			課税標準額	1	4, 162, 790, 000	4, 162, 790, 000	4, 162, 790, 000	4, 162, 790, 000			4, 162, 790, 000
			消費税額	2	166, 511, 600	166, 511, 600	166, 511, 600	166, 511, 600	166, 511, 600	166, 511, 600	166, 511, 600
			(控除対象仕入税額)	3	125, 710, 831	123, 968, 697	125, 710, 831	123, 968, 697	125, 710, 831	123, 968, 697	125, 710, 831
	消費税	控除	(返還等対価に係る税額)	4	292, 632	292, 632	292, 632	292, 632	292, 632	292, 632	292, 632
平成		税額	(貸倒れに係る税額)	(5)	102, 442	102, 442	102, 442	102, 442	102, 442	102, 442	102, 442
22年 12月 課税			小計	6	126, 105, 905	124, 363, 771	126, 105, 905	124, 363, 771	126, 105, 905	124, 363, 771	126, 105, 905
期間			2-6	7	40, 405, 695	42, 147, 829	40, 405, 695	42, 147, 829	40, 405, 695	42, 147, 829	40, 405, 695
			納付すべき消費税額	8	40, 405, 600	42, 147, 800	40, 405, 600	42, 147, 800	40, 405, 600	42, 147, 800	40, 405, 600
	地方消費税		課税標準となる消費税額	9	40, 405, 600	42, 147, 800	40, 405, 600	42, 147, 800	40, 405, 600	42, 147, 800	40, 405, 600
	地刀伯黄忱		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	10, 101, 400	10, 536, 900	10, 101, 400	10, 536, 900	10, 101, 400	10, 536, 900	10, 101, 400
	過少申告加算移	色の客	Ę	11)	l	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額			12	l	759, 500	0	759, 500	0	759, 500	0
課税 期間	項目		区分	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
			年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
			課税標準額	1	3, 832, 692, 000	3, 832, 692, 000	3, 832, 692, 000	3, 832, 692, 000	3, 832, 692, 000	3, 832, 692, 000	3, 832, 692, 000
			消費税額	2	153, 307, 680	153, 307, 680	153, 307, 680	153, 307, 680	153, 307, 680	153, 307, 680	153, 307, 680
			(控除対象仕入税額)	3	110, 194, 254	108, 550, 898	110, 194, 254	108, 550, 898	110, 194, 254	108, 550, 898	110, 194, 254
	消費税	控除	(返還等対価に係る税額)	4	336, 429	336, 429	336, 429	336, 429	336, 429	336, 429	336, 429
平成 23年	, , , , //L	税額	(貸倒れに係る税額)	5	84, 915	84, 915	84, 915	84, 915	84, 915	84, 915	84, 915
12月 課税			小計	6	110, 615, 598	108, 972, 242	110, 615, 598	108, 972, 242	110, 615, 598	108, 972, 242	110, 615, 598
期間			2-6	7	42, 692, 082	44, 335, 438	42, 692, 082	44, 335, 438	42, 692, 082	44, 335, 438	42, 692, 082
			納付すべき消費税額	8	42, 692, 000	44, 335, 400	42, 692, 000	44, 335, 400	42, 692, 000	44, 335, 400	42, 692, 000
	地方消費税		課税標準となる消費税額	9	42, 692, 000	44, 335, 400	42, 692, 000	44, 335, 400	42, 692, 000	44, 335, 400	42, 692, 000
	- 22 7 11 7 7 7 7 1		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	10, 673, 000	11, 083, 800	10, 673, 000	11, 083, 800	10, 673, 000	11, 083, 800	10, 673, 000
	過少申告加算科	色の客	Į	11)	-	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額			12	_	717, 500	0	717, 500	0	717, 500	0

# 課税の経緯(A)(消費税)

課税 期間	項目		区分	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
			年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
			課税標準額	1	3, 731, 503, 000	3, 731, 503, 000	3, 731, 503, 000	3, 731, 503, 000	3, 731, 503, 000	3, 731, 503, 000	3, 731, 503, 000
			消費税額	2	149, 260, 120	149, 260, 120	149, 260, 120	149, 260, 120	149, 260, 120	149, 260, 120	149, 260, 120
			(控除対象仕入税額)	3	106, 915, 726	105, 845, 660	106, 915, 726	105, 845, 660	106, 915, 726	105, 845, 660	106, 915, 726
	消費税	控除	(返還等対価に係る税額)	4	308, 168	308, 168	308, 168	308, 168	308, 168	308, 168	308, 168
平成 24年	111 英 7元	税額	(貸倒れに係る税額)	(5)	471	471	471	471	471	471	471
12月課税			小計	6	107, 224, 365	106, 154, 299	107, 224, 365	106, 154, 299	107, 224, 365	106, 154, 299	107, 224, 365
期間			2-6	7	42, 035, 755	43, 105, 821	42, 035, 755	43, 105, 821	42, 035, 755	43, 105, 821	42, 035, 755
			納付すべき消費税額		42, 035, 700	43, 105, 800	42, 035, 700	43, 105, 800	42, 035, 700	43, 105, 800	42, 035, 700
	地方消費税	課税標準となる消費税額		9	42, 035, 700	43, 105, 800	42, 035, 700	43, 105, 800	42, 035, 700	43, 105, 800	42, 035, 700
	地分析東视		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	10, 508, 900	10, 776, 400	10, 508, 900	10, 776, 400	10, 508, 900	10, 776, 400	10, 508, 900
	過少申告加算税の額		11)	_	0	0	0	0	0	0	
	重加算税の額			12	-	465, 500	0	465, 500	0	465, 500	0

# 課税の経緯(C)(消費税)

課税 期間	項目	_	区分	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
			年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
			課税標準額	1	359, 380, 000	359, 380, 000	359, 380, 000	359, 380, 000	359, 380, 000	359, 380, 000	359, 380, 000
			消費税額	2	14, 375, 200	14, 375, 200	14, 375, 200	14, 375, 200	14, 375, 200	14, 375, 200	14, 375, 200
			(控除対象仕入税額)	3	12, 241, 114	12, 135, 954	12, 241, 114	12, 135, 954	12, 241, 114	12, 135, 954	12, 241, 114
	W # +W	控除	(返還等対価に係る税額)	4	34, 129	34, 129	34, 129	34, 129	34, 129	34, 129	34, 129
平成	消費税	税額	(貸倒れに係る税額)	(5)	33, 814	33, 814	33, 814	33, 814	33, 814	33, 814	33, 814
18年			小計	6	12, 309, 057	12, 203, 897	12, 309, 057	12, 203, 897	12, 309, 057	12, 203, 897	12, 309, 057
課税 期間			2-6	7	2, 066, 143	2, 171, 303	2, 066, 143	2, 171, 303	2, 066, 143	2, 171, 303	2, 066, 143
			納付すべき消費税額	8	2, 066, 100	2, 171, 300	2, 066, 100	2, 171, 300	2, 066, 100	2, 171, 300	2, 066, 100
	山土冰車群		課税標準となる消費税額	9	2, 066, 100	2, 171, 300	2, 066, 100	2, 171, 300	2, 066, 100	2, 171, 300	2, 066, 100
	地方消費税		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	516, 500	542, 800	516, 500	542, 800	516, 500	542, 800	516, 500
	過少申告加算科	色の客		(1)	_	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額			12)	_	45, 500	0	45, 500	0	45, 500	0
課税 期間	項目		区分	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
			年月日		期限内	平25. 6. 26	平25. 8. 16 全部取消	平25. 11. 15 棄却	平25. 12. 10 全部取消	平27.6.26 一部取消 (H27.7.8)	平27. 10. 29
			課税標準額	1	271, 664, 000	271, 664, 000	271, 664, 000	271, 664, 000	271, 664, 000	271, 664, 000	271, 664, 000
			消費税額	2	10, 866, 560	10, 866, 560	10, 866, 560	10, 866, 560	10, 866, 560	10, 866, 560	10, 866, 560
			(控除対象仕入税額)	3	9, 160, 557	8, 952, 147	9, 160, 557	8, 952, 147	9, 160, 557	8, 955, 192	9, 160, 557
	消毒稻	控 除	(返還等対価に係る税額)	4	10, 916	10, 916	10, 916	10, 916	10, 916	10, 916	10, 916
平成 19年	消費税	税額	(貸倒れに係る税額)	(5)	0	0	0	0	0	0	0
6月 課税			小計	6	9, 171, 473	8, 963, 063	9, 171, 473	8, 963, 063	9, 171, 473	8, 966, 108	9, 171, 473
期間			2-6	7	1, 695, 087	1, 903, 497	1, 695, 087	1, 903, 497	1, 695, 087	1, 900, 452	1, 695, 087
			納付すべき消費税額	8	1, 695, 000	1, 903, 400	1, 695, 000	1, 903, 400	1, 695, 000	1, 900, 400	1, 695, 000
	地方消費税		課税標準となる消費税額	9	1, 695, 000	1, 903, 400	1, 695, 000	1, 903, 400	1, 695, 000	1, 900, 400	1, 695, 000
	地力相其优		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	423, 700	475, 800	423, 700	475, 800	423, 700	475, 100	423, 700
	過少申告加算科	色の客	Į	11)	_	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額			12	_	91,000	0	91,000	0	87, 500	0
課税 期間	項目		区分	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
			年月日		期限内	平25. 6. 26	平25. 8. 16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
			課税標準額	1	190, 568, 000	190, 568, 000	190, 568, 000	190, 568, 000	190, 568, 000	190, 568, 000	190, 568, 000
			消費税額	2	7, 622, 720	7, 622, 720	7, 622, 720	7, 622, 720	7, 622, 720	7, 622, 720	7, 622, 720
			(控除対象仕入税額)	3	6, 297, 863	6, 287, 514	6, 297, 863	6, 287, 514	6, 297, 863	6, 287, 514	6, 297, 863
	消費税	控除	(返還等対価に係る税額)	4	18, 807	18, 807	18, 807	18, 807	18, 807	18, 807	18, 807
平成20年	10 9 7%	税額	(貸倒れに係る税額)	5	0	0	0	0	0	0	0
6月課税			小計	6	6, 316, 670	6, 306, 321	6, 316, 670	6, 306, 321	6, 316, 670	6, 306, 321	6, 316, 670
期間			2-6	7	1, 306, 050	1, 316, 399	1, 306, 050	1, 316, 399	1, 306, 050	1, 316, 399	1, 306, 050
			納付すべき消費税額	8	1, 306, 000	1, 316, 300	1, 306, 000	1, 316, 300	1, 306, 000	1, 316, 300	1, 306, 000
	地方消費税		課税標準となる消費税額	9	1, 306, 000	1, 316, 300	1, 306, 000	1, 316, 300	1, 306, 000	1, 316, 300	1, 306, 000
	地力相類気		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	326, 500	329, 000	326, 500	329, 000	326, 500	329, 000	326, 500
	過少申告加算科	色の客	<u> </u>	11)	_	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額				_	0	0	0	0	0	0

# 課税の経緯(C)(消費税)

課税		_	区分	順号	確定申告	更正処分及び	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
期間	項目		年月日	//DK /7	期限内	賦課決定処分	共成中立し	共 成	<b>番担請</b> 不	- 双穴	一一一一
			課税標準額	1	143, 741, 000		_	_	_	_	
			消費税額	2	5, 749, 640						
			(控除対象仕入税額)	3	4, 860, 580						
		控	(返還等対価に係る税額)	4	24, 125						
平成	消費税	除税額	(貸倒れに係る税額)	5	0						
平成 21年 6月		假	小計	6	4, 884, 705						
課税 期間			2-6	7	864, 935						
			納付すべき消費税額	8	864, 900						
			課税標準となる消費税額	9	864, 900						
	地方消費税		納付すべき譲渡割額	(10)	216, 200						
	過少申告加算科	見の名	(地方消費税額)	11)	_						
	重加算税の額	н		12	_						
課税		_	区分	順号	確定申告	更正処分及び	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
期間	項目		年月日		期限内	賦課決定処分 平25. 6. 26	平25. 8. 16	平25. 11. 15	平25. 12. 10	平27. 6. 26	平27. 10. 29
			課税標準額	1	122, 709, 000	122, 709, 000	全部取消 122,709,000	棄却 122, 709, 000	全部取消 122,709,000	棄却 122, 709, 000	122, 709, 000
			消費税額	2	4, 908, 360	4, 908, 360	4, 908, 360	4, 908, 360	4, 908, 360	4, 908, 360	4, 908, 360
			(控除対象仕入税額)	3	4, 242, 798	4, 236, 698	4, 242, 798	4, 236, 698	4, 242, 798	4, 236, 698	4, 242, 798
		控	(返還等対価に係る税額)	4	12, 355	12, 355	12, 355	12, 355	12, 355	12, 355	12, 355
平成	消費税	除税額	(貸倒れに係る税額)	5	0	0	0	0	0	0	0
22年 6月		假	小計	6	4, 255, 153	4, 249, 053	4, 255, 153	4, 249, 053	4, 255, 153	4, 249, 053	4, 255, 153
課税 期間			2-6	7	653, 207	659, 307	653, 207	659, 307	653, 207	659, 307	653, 207
			納付すべき消費税額	8	653, 200	659, 300	653, 200	659, 300	653, 200	659, 300	653, 200
			課税標準となる消費税額	9	653, 200	659, 300	653, 200	659, 300	653, 200	659, 300	653, 200
	地方消費税		納付すべき譲渡割額	10	163, 300	164, 800	163, 300	164, 800	163, 300	164, 800	163, 300
	過少申告加算科	見の名	(地方消費税額)	11)	_	0	0	0	0	0	0
	重加算税の額		•	12	_	0	0	0	0	0	0
課税		_	区分	順号	確定申告	更正処分及び	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
期間	項目		年月日		期限内	賦課決定処分	_	_		_	_
			課税標準額	1	120, 102, 000						
			消費税額	2	4, 804, 080						
			(控除対象仕入税額)	3	4, 304, 933						
		控除	(返還等対価に係る税額)	4	29, 799						
平成	消費税	が税額	(貸倒れに係る税額)	(5)	0						
23年 6月		цк	小計	6	4, 334, 732						
課税 期間			2-6	7	469, 348						
			納付すべき消費税額	8	469, 300						
			課税標準となる消費税額	9	469, 300						
	地方消費税		納付すべき譲渡割額	10	117, 300						
	過少申告加算科	1の名	(地方消費税額)	11)							
	重加算税の額			12	_						
				9		/					

# 課税の経緯(C)(消費税)

課税 期間	項目		区分	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	本訴原告主張額
			年月日		期限内	平25. 6. 26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27. 6. 26 棄却	平27. 10. 29
			課税標準額	1	143, 938, 000	143, 938, 000	143, 938, 000	143, 938, 000	143, 938, 000	143, 938, 000	143, 938, 000
			消費税額	2	5, 757, 520	5, 757, 520	5, 757, 520	5, 757, 520	5, 757, 520	5, 757, 520	5, 757, 520
			(控除対象仕入税額)	3	5, 074, 224	5, 050, 756	5, 074, 224	5, 050, 756	5, 074, 224	5, 050, 756	5, 074, 224
	消費税	控除	(返還等対価に係る税額)	4	7, 311	7, 311	7, 311	7, 311	7, 311	7, 311	7, 311
平成 24年	111 英 7元	税額	(貸倒れに係る税額)	(5)	0	0	0	0	0	0	0
6月 課税			小計	6	5, 081, 535	5, 058, 067	5, 081, 535	5, 058, 067	5, 081, 535	5, 058, 067	5, 081, 535
期間			2-6	7	675, 985	699, 453	675, 985	699, 453	675, 985	699, 453	675, 985
			納付すべき消費税額		675, 900	699, 400	675, 900	699, 400	675, 900	699, 400	675, 900
	地方消費税	課税標準となる消費税額		9	675, 900	699, 400	675, 900	699, 400	675, 900	699, 400	675, 900
	地分析東视		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	10	168, 900	174, 800	168, 900	174, 800	168, 900	174, 800	168, 900
	過少申告加算税の額		11)	_	0	0	0	0	0	0	
	重加算税の額			12	-	7, 000	0	7,000	0	7,000	0